第83回制度設計専門会合

日時:令和5年3月27日(月) 15:00~18:10

※オンラインにて開催

出席者:武田座長、安藤委員、大橋委員、草薙委員、二村委員、松田委員、松村委員、山 口委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田中総務課長 では、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視等委員会第83回制度設計専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでの開催とし、傍聴者・随行者は受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、本日、山内委員、松岡委員は御欠席、草薙委員は遅れての御参加の予定であります。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は、武田座長にお願いしたいと 存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 本日もよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載しました7つでございます。

それでは、まず議題1「一般総配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防 止策の検討」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、ネットワーク事業課の鍋島です。資料3につきまして、御説明いたします。

「一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討」についてです。この案件につきましては、1月、2月の会合でも議論いただきました。本日は、再発防止策を中心に御議論いただきたいと考えております。

2ページ目ですが、まず再発防止策の方向性についてです。再発防止策の検討に当たりましては、「機会」「動機」「正当化」という3つの観点から検討することが重要ではないかというふうに考えております。今回の事案に即して考えますと、マスキング漏れのよう

な情報漏えいが生じる「機会」をなくす、それから不正閲覧行為は許されない行為である ということを関係者が認識するなどして「動機」をなくす。それから、お客様のためなら 許されるというような理屈を認めず「正当化」をなくすといった方向性が考えられるので はないかと思います。

その上で、再発防止に向けた考え方ですけれども、今回の提案には、情報遮断や行為規制に関する関係者の意識の問題が関わっていると考えます。会社全体での意識改革や、対策の徹底が必要と考えられます。これについては、各社の内部統制に問題が生じていると捉えることもできると考えますので、今回の事案の再発防止に向けては、関係事業者に対して必要な対応、すなわち処分をとった上で、制度的対応、各事業者における取組、電取委の確認・監視という3つによって対応することが適当ではないかと考えております。なお、事案についての対応、処分につきましては、事実関係の調査結果を踏まえて、電取委の本委員会で検討し、決定するというふうに考えております。

内部統制の関係でございますが、COSOフレームワークというものがございます。このCOSOというのは、アメリカの公認会計士協会などの5団体によって出来ている団体でございますが、ここが公表している内部統制に係る統合的フレームワークが、国際的には最も参照される枠組みとなっております。日本においても金商法におきまして、いわゆるJ-SOXが導入されておりますけれども、このJ-SOXの内部統制の評価及び監査の基準につきましても、このCOSOのフレームワークを参照しながら作られておりますし、またCOSOが最近改定されたことを踏まえて、特にコンプライアンスなども含めた概念を捉えていくというように改正されたことを踏まえて、金融庁でも、日本版のJ-SOXの評価及び監査の基準を改定しようという動きがあると承知しております。

このCOSOのフレームワークにおいては、内部統制、あるいはそのフレームワークについて定義を受けまして、先ほど申し上げたような数値の正確性だけではなくて、コンプライアンス目的にも対応できるようなフレームワークになっていることを承知しております。また、内部統制の構成要素として、ここに掲げている5つを構成要素としております。5ページ目ですけれども、統制環境ということでいいますと、行動規範を作るというような倫理観に対するコミットメントの評価、それから組織体制の整備、人事評価との連携といったような項目があります。リスク評価ということでいいますと、どこにどんな情報があるのか、どこが危険なのかというふうなリスク分析を行った上で、この対策を立てるということにしております。統制活動ということで言うと、目標だとかリスク分析を踏ま

えて、具体的な不正防止の仕組みを作るということにしております。

情報と伝達というところで言いますと、まず内部でどういうふうな情報のフローがあるのか整理確認した上で、情報システムにつきましても、きちんと統制を下せるようにするという枠組みになっております。なお、COSOのフレームワークではありませんけれども、この情報システムの中の内部統制、ITガバナンスということのフレームワークとしては、COBITというものもございます。

それからCOSOフレームワークの5つ目の柱ですが、モニタリングですけれども、内部統制の統制活動を日常的に、また独立的に確認・評価をすると、こういう体系的な枠組みになっております。

6ページ目ですけれども、最初に申し上げた「機会」「動機」「正当化」というようなところに即して考えますと、再発防止策を進めていく上で、ここに掲げられているような点につきまして、制度的な対応を執ることが考えられるのではないかと思われます。機会に関しては、情報システムの物理分割など分離の徹底、それから情報端末の管理徹底、パスワード管理、アクセスログ確認の実施など、主に情報システム関係の対策が考えられますし、それを義務付けていくというような制度的対応が考えられると思います。

それから「動機」に関しましては、そもそもスイッチング手続を改善して、その閲覧に おける、閲覧の一つの動機となったような契約更改手続の煩雑さを少なくしていくという ような方向性も考えられますし、また関係小売電気事業者が非公開情報を用いて顧客対応 を行うということを禁止する方向へ制度を作っていくということも考えられます。

それから「正当化」に関しましては、これも先ほどのものと似ておりますけれども、非 公開情報を特定関係事業者が閲覧し、業務に利用する行為を違法にすると。それをはっき りさせるというような方向性も考えられます。それぞれ法令で対応するもの、ガイドライ ンで対応するもの、企業内の制度設計で対応するもの、いろいろあると思いますけれども、 こうした方向性が考えられると思います。

それから7ページ目ですけれども、各事業者における取組についてですが、先ほど、COSOについても御紹介しましたが、こうしたものについては、各社において自主的に実施をしていくということが基本ではあるとは思われます。他方で、再発防止という観点で今、議論をしておりますので、そうしたコンプライアンス向上のための実効的な取組を各社が行っているか否か、完全に自主的にお任せするというのではなくて、電取委が先ほど申し上げたとおり確認していくということが重要ではないかと考えております。このため、

各事業者において、きちんとした内部統制の仕組みを構築し、データガバナンスやITガ バナンスを強化するための体制を構築し、その実施を求めて電取委が確認する観点や事項 を整理しまして、チェックをするという体制にしてはどうかと考えております。

8ページ目、9ページ目は、そうした内部統制に関しまして、今後、電取委として確認する点の例を考えていますけれども、これはあくまで例でありまして、もう少しきちんと充実させ精緻にしていく必要はあると思っております。ただ、この時点での、例として示しておりますけれども、統制環境で言えば、体系的な内部統制体制を構築しているか、リスク評価で言うと、業務全体のリスク評価が行われているか、情報関係でいうと、情報システム、物理分割のスケジュール、それからID、パスワード管理、あとその他ということで、不正発生時に関係者の厳正な処分が行われているかと、こんな点が考えられると思います。

9ページについては、それの関係小売事業者の事例に落とした場合の確認する観点の事項の例になります。

10ページ目は、スイッチング手続の関係ですけれども、今回、先ほど申し上げたとおり、顧客からの契約申込時の情報確認のためなどにこの一般送配電事業者の託送システムを通じて新電力委託情報を閲覧していたという例もあったということであります。今回の事案を踏まえて、むしろスイッチング手続を改善するということで、新電力事業者も含めて、小売電気事業者の事務処理を軽減させるということも考えられるのではないかと思います。このためには、制度設計専門会合で議論を行った上で、広域機関とも連携して具体的にシステムの仕様見直しを行っていくということが考えられます。

それから11ページですが、非常災害時対応に関する業務委託につきまして、これまで余り詳細な議論がなされていなかったということでありましたけれども、これは電力保安担当部局と連携して、電話受付応援などを実施する際に閲覧することが許容される情報、求められる運用方法を明確化するということが考えられます。これにつきましては、6月にはまた台風であるとか、大雨のシーズンも迎えますし、災害対応の重要性に鑑みまして、速やかに議論をすることが必要だと考えております。

最後、電取委の監視機能の強化ですが、これについては、今、御提示しているような再発防止策など、そういうものの検討を踏まえて、それに応じて、それをきちんと執行できるような体制にしていく必要があると考えておりまして、再発防止策の検討を踏まえて、電取委の監視の強化策についても今後検討していくことが必要だと考えております。そう

いうことについては、本会合での議論を踏まえて、電取委の本委員会でも準備していくということになると考えております。

本資料の説明は以上ですが、もう一点、資料を準備しておりまして、これは前回の2月 会合の資料をアップデートしたものであります。アップデートといいますか、情報を追加 するものであります。参考資料の1として付けております。

3ページ目ですけれども、電取委の調査活動でございますが、前回の御報告との関係でいいますと、まず中部電力に対しまして、3月8日から9日に立入検査を実施しております。それから、四国電力と中国電力に対しましては、それぞれ経産局に関係者にお越しいただきまして、任意での事情聴取を実施しております。

それから、5ページですけれども、3月1日に電力・ガス基本政策小委員会が開催されまして、そこでもこの情報漏えいの関係の議論が行われました。詳細については割愛しますが、ここに掲げられているような議論があったところであります。

6ページ以降は、その時に、電力・ガス基本政策小委に、これは資源エネルギー庁のほうから提出された資料になります。本会合のいろいろな議論も、参考資料としてその場では配付されております。

それから10ページですけれども、これは内閣府の再生可能エネルギー等規制等総点検タスクフォースの提言書でございまして、3月2日に公表されています。真相の徹底究明を求める。それから、厳正な処分の実施を求めるということで、登録取消しとか許可取消しについても言及があります。それから行為規制の抜本的強化、罰則の強化、行政上の制裁の更なる強化、電取委の権限強化と組織拡充、更なる送配電事業の中立化、そして、最後に所有権分離の実現というところも言及があります。2)のとおり、その許可を取り消すことで実質的に所有権分離を実施するであるとか、事業許可を取り消さない事業者についても、速やかに所有権分離を実現、このような御提言がなされているというところであります。

11ページ以降ですが、いろいろな情報漏えい事案に関する追加情報です。

12ページ以降は、共用システムのアクセス制御に不備が生じた類型ということに関しまして、14ページですけれども、各社に今の状況を伺っています。頂いた文章をそのまま掲載していますけれども、分かりにくいので申し上げますと、東京電力パワーグリッド、四国電力送配電、九州電力送配電は、この顧客情報案件のシステムを物理分割しております。それから15ページですけれども、これは今回の一連の事案で、漏えいされていた情報項

目の一覧でございまして、これは既に公表されているものを分かりやすく整理したものです。小売電気事業者名という上から3番目の情報だとか、電力使用量が特にセンシティブな情報だと思いますが、もちろん前回も議論あったとおり、契約者名義、連絡先、電話番号なども閲覧できることは、不公平なものだとは思っております。

それから、16ページですけれども、閲覧件数につきまして、電取委の報告聴取での回答と、あと参考までに個人情報保護委員会からの報告聴取に対する回答を、参考までにまとめております。

それから、次のページですけれども、スイッチング支援システムのエラー率というものも調べています。これは、今回のいろいろなケースが、お客様の情報に関しまして、スイッチング支援システムでエラーが出るので、念のため確認をしたというような、そういう閲覧事例も多いという話がありましたので、ちょっと定量的に何か調べられないかということで、広域機関の方で調べたものです。ただ、調べたのですけれども、新電力等と、みなし小売電気事業者において、エラー率というものに余り大きな違いがなく、またみなし小売電気事業者で、幾つかの会社は、1月以降マスキングを徹底するなどして、情報が閲覧出来なくなったこともあるのですが、それによって、そのエラー率が大幅に上がったというようなこともないということではありました。ということでありますが、広域機関に御協力いただきましたので、情報公開しております。

それから、次のページ以降は、災害時関係のものです。これに関しては、21ページに、 非常災害時における業務委託の状況について、各社から聞き取っております。中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電とも、現時点では問題となったような形で の情報の流出というのはないということにはなっております。

それから、その次が委託先からの情報漏えいですが、その次のページで、各社にどういう管理をしているのかとか、そういうところを聞いたところ、ここに掲げられているようなことの回答がありました。委託先から情報が流出したというようなことも、報告を受けていますけれども、現在は、運用を改めたというような報告も受けております。

それから、端末不備の関係でも、各社に端末の管理の状況について聞いておりますので、 そこに掲載しております。

それから、ID、パスワード管理をちゃんとしているのかということについても聞いて おりまして、それで管理不備の、管理の不徹底がありましたということで、九州電力など は、既に自ら公表されていますけれども、そういう事例もあったということです。東北、 中部、関西もそうではないかと思いますけれども、基本的には、事案については公開されているものではないかと思います。

それから、情報受付フォームを設置しておりますけれども、その御意見ですが、24日現在の情報を載せております。34件頂いておりまして、電力政策に関する御意見ということで、情報漏えい問題と直接関係ない御意見も含まれるんですけれども、ただ、匿名の情報であっても事務局にとっては大きな気付きを与えてくれるような情報提供をたくさん頂いておりまして、感謝申し上げます。頂いた情報は随時調査に反映されております。報告徴収の内容に含めたり、立入検査に行った時に調べたりと、いろいろな方法で対応しております。

それから30ページは、再エネ特措法の関係ですけれども、3月15日付で経産大臣から当委員会に意見の求めがありましたので、ここに掲げられているような意見を回答しております。

長くなりましたけれども、説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御質問と御発言を頂きたいと思います。いつものとおり、チャット欄に、御発言を希望される旨をお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、草薙委員、お願いいたします。

- ○草薙委員 はい、草薙でございます。聞こえますでしょうか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○草薙委員 ありがとうございます。

今回の一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに関する様々な再発防止策といったことの検討を、海外の事例を含めて教えていただいて感謝します。COSOのフレームワークとか、COBITなどの枠組みも含めて、理解していくべきだというふうに考えました。全体としても事務局案に異存ございません。

このほかに、依然として、電気事業法の改正を伴うような形であっても、エネ庁との協議を進める必要があると思っている部分につきまして、罰則の強化とか、あるいは所有権分離とか、そういった論点は引き続き重要と思いますので、申し述べます。

本日のこの資料、膨大なものがありますけれども、ここで示された議論というのは、必ずそのような重たい話にも生かされるべきというふうに思っております。業界からは、所

有権分離などのことについては、全体を見て、これまでの経緯もちゃんと踏まえて決めてもらいたいというふうにおっしゃるんだと思うんですけれども、例えば、法的分離にとどめたのは理由があったはずだというようなことをおっしゃると思います。思いますに、所有権を分離しても、例えば、今いるフロアから出ていかないというようなことがあったらどれだけ意味を持つのか疑問になるということもあるわけでございます。したがって、どれだけ物理的に情報を遮断するのかということを、しっかりと厳密に考えていくということが必要なんだろうというふうに思います。

また、電気事業法を改正して、故意かつ悪質な顧客情報の漏えいといったことについては、直罰規定ないしは一発アウトといった規定を設けることということを私は前回、可能性として言及しましたけれども、こういったことというのは、所有権分離とも親和性があるのではないかというふうに思っております。しかし、完全に別会社になった時に、情報を漏らすというのは明らかにおかしいということになりやすいのではないか。あるいは、悪意があるとか、故意であるとか、こんな推定が成り立ちやすいのではないかというふうに思います。また、会社内ではあり得たような情報漏えいも、会社が違ってしまったら、さすがに漏洩はなくなる傾向をもたらすのではないかというふうにも思いますものの、完全に別会社であっても、その会社の立場によっては、隠された漏えいというのはあり得る。仮に、送配電事業をしている会社が逃亡してもそれはあり得るといったことかもしれないというふうに思いますので、それではどうすればいいのかということを議論する必要があるのではないかと思いました。その意味で、今回の事務局が提示された資料は大変有意義であるというふうに思い、感謝いたします。どのように今後していくのかということをしっかりと議論する必要があると思っております。ありがとうございます。

以上です。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。いかがでしょうか。それでは、松田委員、お願いいたします。
- ○松田委員 ありがとうございます。

私も今回の事務局のおまとめの方向性について、全く異論ございません。今後の制度的 対応に関しては、様々な考え方があるかと思いますが、やはり漏えいした場合に、行政指 導、また命令指定を是正するというのは現行でもそのとおりで、ただやはりそれだけでは どうしてもディスインセンティブとして足りないところがあったのかもしれないというこ とだと思います。その際に、法改正して、例えば罰則を強化するですとか、そのような方 法もあると思うんですけれども、なかなか罰則の発動というのは、現実的にはハードルが 高いということもありますので、そのもう少し前段階として、何らかそのような違法行為 をなさないようなディスインセンティブというものを付けられないかということも議論し ても有益なのではないかと思いました。

どのような方法があり得るかというところについては、やはり経済的なディスインセンティブというのは、程度の差も付けやすいですし、一つあり得るのかなと思っております。それをどのように現行法制で入れるかというのは、少し工夫の余地があると思いますけれども、余り直接的に結び付けるべきではないかもしれませんが、レベニューキャップ制度の下で、託送料金に反映するということも、もしそういうことがあり得るのであれば、そういう考え方もあるのではないかと思いました。その法制度に沿っていないオペレーションというのは、つまり必要なガバナンスコストを払っていないというふうにも言えるのかもしれませんので、場合によっては、そのようなところで何らかきちんと法令に従っている会社には、それに相応する見返りをということで、そうではない会社には、そうではないというところで区別することができるようなことがあればというふうに思いました。以上です。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、大橋委員、お願いいたします。
- ○大橋委員 ありがとうございます。

今回のこの情報漏えいに関しては、しっかりその経緯を調べていただいて、一定の対策 も既に執っていただいているということで、大変迅速な御対応に感謝をいたします。結局 一般送配電事業者の情報に関して、みなし小売であろうが、あるいは新電力であろうが、 しっかり中立性を担保した形での情報アクセスがなされるべきだということをぜひ徹底を していただくということが、重要なのではないかと思います。

そうしたことで考えてみると、やはり非常時と平常時というのが、非対照な取扱いになっていて、これは過去からの、従前からの対応が引き続き今のこうした形を生んでいるのではないかというふうな感じを持っているんですけれども、今回参考資料、先ほど事務局から頂いた21ページで、その委託の状況に関して、その対応がなされて、これで良いというように読めるのかどうかというのは、ちょっと私分かりにくいなと思っているんですけれども、こうしたところについて、本当のことを言うと、しっかりイコールフッティングを一旦原則として確立しながら、今後どういった情報取扱いを、みなし小売、新電力双方

に求めていくのかという根っこからの議論はしっかりしたほうがいいんじゃないかという ふうな感じもしています。もちろん今の時期ですから、今後災害が起きた時の対応として、 引き続き現行のものを、当座足元ではやっていくということは理解できるものではありま すけれども、原理原則に立ち返って見た時にどうなんだというところの議論というのは、 一定やっておいたほうがいいのではないかというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 ありがとうございます。

それでは、松本オブザーバー、お願いいたします。

○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。発言いたします。九州電力送配電 以外の九州電力個社として発言いたします。

今回の極めて不適切な事象について、その理由如何によらず、送配電の中立性を揺るが すような大きなルール違反であることを認識し、また先般、御指摘いただいた、新電力と のイコールフッティングの視点も踏まえ、送配電以外の各部門でも再発防止に努めてまい ります。

再発防止策は、調査から得られた分析に基づきまして、主なものとして、不正を出来ないシステムの構築、それから不正をさせない仕組みづくり、そして不正をしない意識を根付かせるための教育、こういった点を主に行っていくように社内で取りまとめているところでございます。そして、これらの再発防止策について、社内の目を入れながら、その有効性について、複層的に、かつ定期的にチェックを行い、指摘や改善、提言につなげる考えでございます。

また、今回、御指摘の内部統制についても、弊社はその方式について議論して、見直しを考えているところでございます。今後も皆様の御意見を真摯に受け止めて生かしてまいりたいと思います。

発言は以上でございます。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、平岩オブザーバー。
- ○平岩オブザーバー 送配電網協会の平岩でございます。

このたびの一般送配電事業者による一連の情報漏えい事案につきまして、改めて深くお わび申し上げます。現在、一般送配電事業者各社は、中立性、信頼性確保のため、再発防 止に向けた取組を鋭意進めているところでございます。また、弊会といたしましても、送 配電業界内で、法令等遵守の徹底に向けた取組を推進するため、新たに設置した送配電コンプライアンス委員会において、外部有識者の御知見も頂きながら、一送各社の再発防止策や、好事例の共有を図り、更なる改善に努めているところでございます。

今回、整理いただきました再発防止策の検討の考え方は、現在、送配電業界として取り 組んでいる対応の方向性と相違なく、今回の御提示内容も含め、着実に対応を進めること で、実効性をより高めていき、法令等遵守の徹底により、社会の皆様からの信頼回復に努 めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、中野オブザーバー、お願いいたします。

○中野オブザーバー 1点だけです。今後の確認というか、監視について、今後の議論になってくると考えておりますけれども、恐らくもう既に御覧になっていると思いますが、通信でも同じようなことありますので、御参考になさればというように思っています。例えば、総務省さんが年次のレポートの中で、必ず遵守状況というのをヒアリングして公表していたりします。こういったところも含めて、各社さんの取組というのは、もちろんそれはそれで必要なんですけれども、どうしてもその監視というのもある程度強めていかなければいけないのかなと思っておりまして、このあたりも御参考になさるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。松村委員、お願いいたします。

- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 発言します。

事務局の整理、合理的で包括的な整理をしていただいたと思います。このとおりきちんとした対応がなされ、新電力とイコールフッティングが確実に担保されるようにしていかなければいけないと思います。

念のために確認させていただきたい点があります。包括的に対策を整理していただいたので問題ないと思うのですが、一つは、情報が漏れているということを知った、でもそれをその点を知らせなかったということが、それ自体大きな問題になります。それを実際何

に使ったのかということではなく、それを放置したということ自体が問題になるということは、今までも十分整理されてきたし、この中にも含まれていると思うのですが、それ自身がもう既に問題なのだということは、どこで整理されるのかを教えていただきたい。

次に、これもずっと繰り返し同じことを言っていて申し訳ないのですが、究極は所有権分離ということなのかもしれませんが、私は、送配電部門と競争部門の人事交流に関して強い危機感というのを持っています。これは、小売の情報漏えいということであれば、それと直結する話とは一点だけだったと思っていたら、再エネに関しては、もっと広範にあったことが明らかになった。これは送配電事業、旧一般電気事業者は、送配電部門の知見や人脈を持っている人を競争部門で使うことができる。しかもそれは新電力であれば、転職を伴わなければいけないのに、ここではグループ内の人事異動でできる構造になっていることも、私はとても大きな懸念を持っています。これについては、それでも職業選択の自由だとかという制約から、厳しい制約は課さないルールにしたことは重々承知しているし、それに手を付けるのは難しいのも十分分かってはいますが、このあたりの問題意識は、本当にコンプライアンス教育だけで大丈夫なのかということについては、少し心配しています。第一義的には、旧一般電気事業者にきちんと警告するということだとは思うのですが、これについては、何か特段の対応は念頭に置かれているのでしょうか。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。 それでは、事務局からコメント出来ますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長 御議論いただきまして、ありがとうございます。事務局から 提示した、当面の対策防止策ということにつきまして、今、多くの方から御賛同いただい ているとは理解しております。もちろん、制度的対応のようなところは、また今後も議論 していかなければいけない問題ではあろうかと思います。

松村委員から御指摘のあった点でございますけれども、まず閲覧した側がよくない、それは不適切であることをすぐ指摘しなければいけないという点についてですが、段階が2段階あるというふうに思っておりまして、まず今回の事案を踏まえて、各社の側においては、これが不適切な行為であるということは、既に御認識いただいていると思います。今後、内部統制の仕組みを大きくしていくという中で、当然そうした要素も入ってくるものだと理解しております。一方で、事務局のほうでも指摘しましたけれども、制度というと

ころで言いますと、現時点でそういうすぐに報告しなければいけないというようなルール が決まっているものではないので、これについては、制度的にもきちんとそういう制度を 書き込む、作り込む、決めるといったことはあり得るんだろうというふうに思います。

2点目の御指摘の人事交流についてです。今回、確かに人事交流によって、昔知っていたパスワードだとか、あるいは昔の同僚からと、そういうような事案もあって、これも内部統制ということで、そうした人事交流をされた方、ないしは移られた方に対する教育の徹底であるとか、そういうことは確実にやっていただくということであります。一方で、人事交流のルール自体は、今、電気事業法において、例えば、執行役員の人はどうであるとか、あるいは、託送業務をやっている人はどうであるとか、ルールは決まっておりますが、このルールが十分なのかどうかというようなところも、これも制度的な問題ですので、今後、検討していく必要があるだろうと考えております。

○武田座長 どうもありがとうございました。

本件につきましては、方針につきまして、御賛同いただきましたので、本日いただいた 御意見を踏まえて、更に検討を進めていただければと思います。

それでは続きまして、議題の2つ目に移りたいと思います。議題の2つ目でございますけれども、「2023年度における需給調整市場の事前的措置の対象とする調査の範囲について」に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、これもネットワーク事業監視課から、資料4につきまして、御説明いたします。

需給調整市場の事前的措置の対象とする調査範囲についてです。

2ページ目ですけれども、需給調整市場におきましては、市場支配力を有する蓋然性の 高い事業者に対して、事前的に措置を講じるということにしております。その範囲につい て、本日御議論をいただきます。

3ページ目ですけれども、需給調整市場の Δ kW市場とkWh市場に分かれております。 Δ kW市場の三次調整力、②、①というように分かれておりますので、3つについて、それぞれ議論していくということになっています。

それと4ページですけれども、需給調整市場における事前的措置ということですが、この事前的措置の対象になりますと、この合理的な行動となる価格で入札を行うということになります。具体的内容は、需給調整市場ガイドラインに規定されております。

それから5ページですけれども、これは2022年度、現行の事前的措置の対象とする範囲

でありますが、これはkWh市場、 ΔkW 市場、共通でして、ここに掲げられている赤枠の事業者になっております。

次は8ページを御覧いただければと思います。2022年度、現状の事前的措置を決めた時の決め方ですが、まず最初に、地理的範囲を確定しまして、次に大きな市場支配力を有する蓋然性の評価を行います。そうやって、決め方をまず最初にセットした上で、3番目として、下のほうにありますが、具体的な認定に入っていきます。市場シェア、あるいはPivotalなコマが幾つあるかということで決めていきます。

このPivotalの後というところですが、9ページにいきまして、Pivotal Supplier Indexという考え方を用いております。その事業者が抜けてしまうと、その値段がはね上がってしまう、そういう事業者について、Pivotal Supplierというようにしております。

それから10ページ目ですけれども、では、来年度の事前的措置の対象を決める時にどうするべきかということです。基本的に枠組みとしては、昨年決めたのと同じ方法を採りたいと考えております。

続きまして、具体的に議論していきまして、12ページですけれども、まずkWh市場における地理的範囲の設定ですが、これは市場分断が起こっていると、その範囲の中で市場を決めていくということにしたいと思っておりまして、今年度も調整力の広域運用の時点、ベストの実需給12分ぐらい前ですが、その時点における分断実績を用いて市場確定したいと考えております。

それからその上で、次の13ページですけれども、どういうように事業者の範囲を設定するかですが、先ほどのPivotal Supplier Indexと市場シェアの2つから判断するという方法を踏襲したいと考えております。

それから14ページ以降は、ΔkW市場の関係ですが、まず15ページで地理的範囲の設定でありますけれども、こちらは三次統制力①、それから三次統制力②のそれぞれの広域調達、誰が指名されるかというその調達の時点の分断実績を使いたいというように考えております。データの関係で、参照が微妙に違いますけれども、それを使っていきたいと思っております。

それから16ページ、その上での事業者の範囲の設定方法ですが、これも先ほどと同様、市場シェアとPivotal Supplier Index (PSI)を用いて判断するということにしたいと思います。

それで18ページがまとめとなります。今御説明した内容になります。

それから19ページ以降が、当てはめになります。

まずkWh市場についてです。kWh市場の地理的範囲の確定についてです。21ページですが、これは先ほど申し上げたとおり、分断が運用時点でどこのところで発生しているかということに着目して決めたいと思っておりますが、北海道、東北、東京、中部、中国、九州ということで、分断が多いと考えておりまして、北海道、北海道の東のほう、それから九州を除く西日本、そして九州というところで市場確定をするということを考えております。

22ページは、昨年のこの議論を行った時のデータです。

続きまして23ページ以降は、ΔkW市場の地理的範囲になります。

25ページですけれども、赤枠で囲っているのは、kWh市場と同じでありますが、kWh市場の場合と比較すると、中部エリアが関西とも北陸とも分断する時期というのは7カ月程度あります。これにつきましては、来年度以降、取り扱う検討をしたいとは思っておりますけれども、まだその分断が低い時期もありますし、今年度、といいますか、今回は市場確定しないでおいて、次回以降、考えたいと思っております。

それから26ページは分断実績でして、27ページが、これは三次調整力①でして、中部エリアのほうの分断は、確かにある程度あるんですが、ただ、北陸経由でいうと、そこまで下がっていなかったりもします。ただ、こちらの三次調整力①は、東北ー東京間での分断が発生している時期も結構ありまして、これにつきましては、来年度以降、取扱方法を検討したいと考えております。なので、市場確定については、基本的には昨年と同じようにさせていただきたいと思いますけれども、この変更は、それぞれ混雑してきているところについて、見直しもぜひ検討したいと思います。

30ページ以降が、当てはめになります。それで、まずkWh市場から見ていきますが、市場支配力は32ページでして、20%という基準で言いますと、囲みの事業者が対象になります。

それから次に33ページ、PSIというところですが、全てのコマまでPivotalといったところもありますし、そうでないところも普通のコマ、若干のコマでPivotalというところもあります。

34ページ、取扱いですが、まず市場シェアが20%以上の事業者はもう対象と。それから それより小さな事業者につきましては、Pivotalなコマが発生した事業者については対象 ということで、市場シェアが小さくて、かつPivotalなコマが発生しなかった比較的小規 模な事業者は、適用対象外としたいと考えております。 そう考えますと、35ページで、少なくとも大きな事業者全員対象ということになります。 続きまして、36ページから Δ kW市場ですが、これも同じように、38ページで市場シェア、 それから39ページでPSIを調べます。これもPSIの調べ方は、各月3ブロックずつを 抜き出して、12カ月×3で、36ブロック中のPSIの算出を行っております。

40ページですが、この三次調整力②で、まず先ほどと同じように、対象基準が20%以上は対象、その後、市場シェアが20%未満については、PSI分析で、昨年は半分以上のブロックでPivotalだった事業者を対象としていますので、これも同様にしてはどうかと考えております。20%未満でしたら、今回、対象外にしたいと思っておりまして、そうしますと、結論としましては、41ページで、やはり大きな事業者は全員対象で、小さな事業者は対象外となります。

それから42ページ、三次調整力①の市場シェアもこちらに掲げているとおりです。

43ページが、同じように計算したPSIで、これも44ページで、同じように市場シェア20%以上、あるいは市場シェア20%未満であれば、Pivotalなブロックが半分以上確保かというところで見ますと、45ページで、結局これまた大きな事業者は全員対象ということになります。

ということで、47ページがまとめですけれども、小さなその他の事業者以外は、全員、 事前的措置の対象ということで考えております。

説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御発言、御希望がございましたら、先ほどと同様、チャット欄でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、失礼しました、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 御丁寧な御説明に感謝いたします。事務局案に異存はございませんが、少 し思うところを申し述べます。

かつてはハーフィンダール・ハーシュマン・インデックスを使ったらどうなるのかとか、いろいろと悩みがありながらも、今回シュアな手法をしっかりと採用されているということが明らかになり、また分析手法も適切に採用されて、地理的範囲を確定し、市場シェアとPSIをしっかりと調べ上げられているということで、事務局案を支持させていただきたいと思います。

1点質問なんですけれども、今回、例によって月別の市場分断の実績を見ておられるわ

けなんですが、このいずれの部分についても、例えば21ページの3つ目のポツで、年間の一時期についてとかという表現がございます。25ページの3つ目のポツの7カ月は分断しているということをいっておられます。27ページでも表を見ますと、中部、関西では随分分断しているようにも見えます。特に、月によっては非常に高い数字が出ると。こういったことを、以前は月によってしっかりと見て、年を割って考えていくといったことも果敢にされていたわけなんですけれども、今後、1年を幾つかの時期に分けて、例えば2つに分けて見ていくというような方針は採られないのかということをお聞きしたいと思います。こういったことで、来年また考えるというような部分も示されたわけで、また注視してはまいりたいと思いますけれども、かつてのような1年を分けて見るというような議論は余り考えないようにされたいということなのかということが質問の趣旨であります。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、御質問がありましたので、お願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 草薙委員から御指摘のありました点ですけれども、先々、期間ごとに分けていくということも、考える可能性はあると思います。今回は、最後の結論でお示ししたとおり、結局、全員ということであって、それ以外、その他の人たちは非常にちっちゃな事業者、シェアとしては小さくなりますので、結論がそんなに変わらないわけですが、今後の対応として、先ほどのような年間で一部の期間だけ分断があるような事業者において、特に注意を要するような事業者がありましたら、それを対象にするということは十分あり得るのではないかと考えております。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、本件につきましては、事務局案 のとおりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、議題3でございますけれども、「2026年度向けブラックスタート機能公募 調達結果の事後確認(追加調査)」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料5につきまして御説明いたします。

こちらの資料につきまして、2ページ目ですけれども、論点2つございます。2026年度 向けの事業確認ということで、以前も御議論いただきましたが、その時に出た指摘につい ての追加調査です。それから全く新しい28年度向けのテーマとなります。 3ページ目ですけれども、こちらは、1月の時に、本会合で御議論をさせていただきまして、その時に、26年度向けブラックスタート機能公募事後確認の結果を御報告しました。この時に、事務局の評価を説明した時に、期待利潤の計上方法について、一部確認が必要な事項があると申し上げました。具体的に言うと、需給調整市場などと他市場収益を0としていく事業者がいたことについての御指摘がいろいろありました。

これにつきまして、4ページ目ですが、各社を聴取しまました。ここに書いてあるIからMの案件、この真ん中の「算定の考え方」でいうと、ウとエの考え方を採っている案件が、他市場収益を0円にしてしまっているというものでありました。これにつきまして、具体的にどんなことを考えて0円にしていて、それについてどう考えるべきか、というところを整理しました。

5ページ目ですけれども、まずウの考え方を採った事業者のケースです。この案件は、 混合揚水でありまして、揚水発電所なんだけれども、上池のほうに水が流れ込んでいくと いうものでした。この期待利潤は、水が流れ込んでくる、池に川から流れ込んでくる、さ らに、山から流れ込んでくるものの水のkWhの販売収益と非化石収益のみを計上していま すと。逆に言うと、固定費は別に期待利潤に入れていませんということでありました。

この考え方はどういう考え方に基づいているかということですが、この発電機は、相対契約に基づいております。この相対契約においては、固定費というものが発生すると考えているんだけれども、その固定費というのは、容量市場の額と同じような固定費を考えていて、ただこれはガイドラインにあって、そういう固定費というのは容量市場から発電事業者が収入を得ていたら差し引くということで、結局固定費は0円であるということで、そのkWhの部分だけをお支払いすると、そういう相対契約になっているということでありました。

これにつきまして、この考え方は、要するに、どういうことなんだろう、と考えた次第です。まずこれは、相対契約の内容に基づいて、このブラックスタート公募の中の期待利潤の数値を算定しているというものであります。この相対契約というのは、要するに、固定費の負担をすることなく、揚水発電機を小売側が利用できるというものになっております。小売側としては、運用すると、差益を得ることができるんだけれども、別にそこについては、小売側の利益であって、その発電側には戻ってこないというものであります。

それで4つ目のポツですけれども、そういう契約を結ぶという前提で、応札発電所の期待利潤を算定していいのであろうかというのが、一つの論点かなというように考えており

ます。

5つ目のポツですけれども、こういう考え方によるのではなくて、TSOとの契約締結 に当たっては、期待利潤の控除額を、自社で揚水運用したとして仮定して、そうすると、 差益が何か出ると思うんですね。運用差益みたいなものが出ると思うので、それに基づい て再算定を求めることとしてはどうかと考えております。

最後のポツですが、同様の事例がほかにもあるのでしたら、これも自社で揚水運用した と仮定して、期待利潤を算定するとしてはどうかと考えます。これがウの事業者のケース です。

次が、エの事業者のケースです。エの事業者は、どういう御回答だったかということなんですけれども、ポンプアップ原資に発電単価、売電に市場価格・相対価格想定を用いて 算定ということでありました。

まずは書いてございますけれども、次のページで御説明します。この考え方は、揚水発電所に水をポンプアップしますと。それで水をポンプアップして、今度水を下ろして、落として発電をして、収入を得るということなんですけれども、そこで得られる単価は、ポンプアップをした時のコストと同じだとみなすという、みなすということであって、実際に発電する時は、2つ目のポツですけれども、差益が発生しているんですが、そういう利益は、別にここでの計算には関係ないとしているということでありまして、3番目のポツですが、要するに、この電源というのは、契約している方の発電所全体の収益を最大化するツールであって、その揚水発電そのものが何か利益を上げているとはみなさないんだということでありました。ただ、4ポツにありますけれども、明らかにそういう水を上げたり落としたりするところで利益が発生しているものでして、利益と言いますか、コスト削減効果が発生しているとなっております。

ということで、5つ目は、きちんとそういうコスト削減効果が発生するのであれば、シミュレーションをきちんと行っていただいて、それを期待利潤から控除することが適当なのではないかと考えた次第です。

ということで、9ページ目ですけれども、これはまた別の話ですが、需給調整市場収入については、期待利潤として算定していませんという事業者もいました。この理由として、2つ理由を挙げていまして、1つ目は、精緻に算定することが困難ですという話があり、2つ目に、この需給調整市場の議論の中では、 Δ kWのマージン収入というものがあって、固定費回収済みの電源は、インセンティブのためにこういう収入を得られるんだと、利益

が得られるんだという整理になっているんですがと、これはインセンティブなので、それを期待利潤に織り込まないんですという御説明がありました。これもまたややこしい話ですが、事務局の見解としましては、①の計算するのが複雑で大変だというのは、それはそうかもしれませんけれども、②の点ですが、マージン云々というのは、ちょっとおかしいのではないかと考えております。もし②のことが正しいのだとすると、ブラックスタート公募によって、固定費分を回収した人は、需給調整市場で最初からマージン収入、つまり固定費の追加回収、利益です。利益のようなものを上げることが可能になると。それはそれで極端ではなかろうかと思いまして、1年通してようやくトントンになるというのは極端かもしれませんけれども、最初から4月から利益が出るというのも、よくないのではないかと考えるところです。ですから、マージン収益0円と計算して、期待利潤を算定することはよくないのではないかと考えます。

ということで、10ページですけれども、今、申し上げたように、今後、揚水機において、固定費 0 で他人に運用させてあげるという相対契約を前提に契約すること、それから、コスト削減後、事業者は自分の会社なりに発生しているんだけれども、その発電所単体で見たら、収益が発生しないという考え方で期待利潤を計算する。それから、需給調整市場のマージン収益は 0 ですというように算定する、いずれも適切な方法ではないので、きちんと特に 2 のケースなどについては、シミュレーションをきちんと行っていただくということが、重要ではないかと考えております。そういう観点から、シミュレーションを行わなかった案件については、理由及び算定根拠を確認したいと考えております。

それで11ページですけれども、26年度向けの期待利潤の考え方については、仮算定した 上で契約を結んでいただければと思います。今、落札事業者が決まっただけですので、こ れから契約する時には、ちゃんと契約してほしいと考えております。

それから12ページですが、これちょっと事務局での気づきの点ですけれども、同じ事業者が複数のブラックスタート電源を応札した時に、利益を自由にコントロール出来てしまうと、そのエリアで、例えばある箇所だけ応札してくる事業者が、競争が行われた時に、競争上、不利になるといいますか、新規参入の人が不利になるようなことがあるのではないかというようなことも気が付いたというものです。これはどういう時に起こるかというと、そういう競争者がいるところだけ価格が安い。例えば、ほかの事業でアルバイト的に利益が出ているとかですが、そういうことだと、こういうコントロールが出来てしまうというような気もしておりまして、一つの解決策として、例えば利益額をそのエリアのブラ

ックスタート電源で積み上げた上で案分すると、3つ目のポツに書いてあるような案もあり得るんですが、いずれにしても慎重に検討することが必要だとは思います。こういうことにも気が付いたということで事務局から資料を1枚追加しております。

17ページ以降で、本日議題にさせていただく2点目ですが、28年度向けのブラックスタート機能ですが、5年後のブラックスタート機能公募の関係です。これはTSOの一般送配電事業者の方々から、kWhの必要量についての内容を明記したいと。揚水発電所の場合、上の池に水がなければ発電出来ないので、いざという前提とか、停電が起きた時に、上池に水を置いておいてくださいというのを明記しておきたいということです。

19ページが具体的な記載内容で、20ページは、28年度以降にそういうことを書くというのは、別に問題ないのではないかと考えるところです。

それで若干問題になるのが、23ページですけれども、過去にもう公募してしまっているものについてどうするかということなんですが、この話の発端は、昔ですと上池の水の量というのは、一般送配電事業者が調整していたんですけれども、制度設計専門会合で議論しまして、24年度以降はBGのほうで水位運用をしようということになったと。ということで、TSOからすると、BGがいざという時に発電出来ないぐらい水の量を下げてしまったらどうしようと、心配だということなんですけれども、そもそも制度設計専門会合でそういう議論になったのが公募よりも後だったので、公募時点ではそういう話には気付いておらず、契約書内で特段そういうことを書いていませんでしたというものです。

それで24ページですが、これについては、事後的に事業者間の申合せで調整するということでよいのではないかと思われます、ということであります。その理由として、なぜならばということで一番下に書いてありますが、そういうBGで運用するというのは、2021年11月の制度設計専門会合で決まったことだからということであります。

そうした時に、25ページなんですけれども、落札した事業者からすると、後から要件に書き込むというようなことは困ると、もっとお金をくださいとか、そういうようなことを言ってくるかもしれず、そういうことも、協議なのであり得ると思いますが、ただ、一番下に書いてありますけれども、もともと応札の算定の時に、「常時、ブラックスタート機能を提供可能な状態に維持すること」というのが大前提として応札していただいているので、幾らBG側が言ってきても、いざという時に水がないとか、そういうことだとどうしてそれがブラックスタート機能を持っているということになるのか、ということが論点になりますので、そのあたりについては、事務局においても確認しておきたいと考えており

ます。

ということで、最後、28ページですけれども、まとめということでありまして、まず26年度向けのブラックスタート機能の公募については、一部の落札案件について期待利潤の再計算を求めると。あと27年度ブラックスタート機能公募については、ポンプアップ原資を市場調達し、発電分を市場売電する運用シミュレーション、こういうものをやれる余地のある事業者については、それを求めることにしたいと思います。

それから29ページ、28年度向けについては、一般送配電事業者が決める上池の水の量というものを公に書き込むことは問題ないですし、過年度公募の扱いは、事業者間で話し合っていただいて、それで追加的にお金が欲しいというような協議になった場合には、引き続き検討する、事務局においても状況を確認するということにしたいと考えております。説明は以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御質問、御発言いただきたく存じます。御発言のある方は、チャット欄にて御発言を希望される旨を頂ければと思います。いかがでしょうか。

松田委員、お願いいたします。

○松田委員 丁寧な御説明どうもありがとうございました。大変よく理解することが出来ました。おおむね事務局のおまとめいただいた内容に依存ございません。幾つか、少しコメントと、あと質問を少し申し上げたいと思っております。

まず前半のほうですね。期待利潤の考え方については、おっしゃるとおりで、実際の費用、もしくは利益というよりも、その発電機に対して、あるべき期待利潤という形で、ある種評価をもって確定すべき問題かと思いますので、このようなことになるかと思います。1点質問というのは、③のところですね。このマージン収益の例として算出することは適切ではないということなんですけれども、そうすると、今後はどのように考えることになるのかというところが、少しもし現在のお考え、整理があればお伺いしたいと思いました。後者の件ですね。後者の件については、こちらも御整理いただいたとおりで、そもそも元の案ですね。元の契約、要綱の下で、実際に利用者がどういう契約条件だというように理解していたのかと。それがどのように変わったのかというところ次第なのかと思いますので、そのあたりを丁寧に事務局において確認されて、また御判断いただくのが適切かと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。 それでは、平岩オブザーバー、お願いいたします。

○平岩オブザーバー ありがとうございます。送配電網協議会の平岩でございます。私から2点発言させていただきます。

まず2026年度向けのブラックスタート機能公募の事後確認についてですが、今回、一部落札案件では期待利潤の再計算を求めると整理いただきました。公募費用の再算定により、一般送配電事業費の費用が減少すれば、最終的には託送料金の抑制を通じて、国民負担の軽減につながりますので、期待利潤を再計算することについて御検討いただければと思います。

次に、2028年度向けブラックスタート機能の公募の見直しについてです。揚水発電機の運用主体が2024年度以降BGとなることから、万が一のブラックアウト時に、ブラックスタート機能を確実に使えるよう、2028年度向け以降のブラックスタート機能公募要綱に、kW、kWh必要量を明記したい旨、一送から御相談申し上げました。このたび、kW、kWh必要量に関する内容を明示することは、公募の透明性の観点から問題とならない旨、また過年度の取扱いは、申合せ等での定めに向けて協議する旨、御検討・整理いただき、電力・ガス取引監視等委員会事務局殿に感謝申し上げます。

本委員会において、事務局整理案で御了解を頂ければ、一般送配電事業者としては、今後広域機関の調整力等委員会で議論される予定の、kW、kWh確保の必要性に関する検討に、事業者として協力するとともに、公募要綱の見直し等についてもしっかりと対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 発言します。

まず今回の再計算に関して、そもそも期待利潤の円としていたところ、明らかにおかしいわけで、それにちゃんと気が付いた事務局に対して、とても感謝します。さらにそれを出発点として、0円でないところも合理的でない織り込みになっているのではないかと疑

われる件が見つかったことに関しても、とてもよかったと思います。これに関しては、ブラックスタートはかなり競争が難しいところなので、見直しが必要だという面は一方であるのですが、例えば、調整力市場や容量市場でも同じ問題が起こっているとすれば、影響はさらに大きくなる。私たちはこの点をちゃんと頭に入れて、今後もいろいろな監視を考えていかなければいけないと思います。

今回の件に関しては、例えば、0円でやるなんて、これどう考えても論理的におかしいのだけれども、もう少し気の効いた事業者で、さすがにそんな馬鹿なことをしたらすぐ見つかることがわかっていて、ちょっとだけ控除収益を入れていたら、ひょっとしたら気が付かなかったかもしれないと考えると、とても怖い気がします。今回の経験は十分頭に入れておく価値のある、ある意味でとても合理的な整理をしていただいたと思います。とても感謝します。

次に、揚水で落とした場合の上池の水などに関して、公募で書き込み、既に落札された ものについても要求する点に関して、もっともな整理だと思うのですが、これに関して、 仮に落札した事業者が、後から言われるなんてひどいじゃないか、そうだとすれば、もっ とお金が必要だとかという議論が出てくる時には、確認していただきたい。事務局が正し く説明、指摘してくださったとおり、もともとブラックスタートが必要な時には、ちゃん と果たせるというのはもちろん大前提。そうすると、もしそれひどいじゃないかと、それ で余分にコストが掛かるということがあるとすれば、それは一送が要求する、こういう運 用をしてくださいと具体的に要求するものが、ブラックスタートの機能を維持するために は過剰だと。もっと合理的なやり方があり得る、自分たちがそうするつもりだったという ことを、落札した事業者が言って初めて意味があると思います。逆に言えば、そのような 指摘をちゃんと公の場でしていただいて、その2つを比べて、どちらのほうが合理的かと いうことを考えること自体も、とても意味があることだと思いますので、もしそのような 議論が続くのだとすれば、これ受け入れるということであればもちろん問題はないのです が、もし苦情があるということだとすると、では具体的にどう要件を変えるとより合理的 になりますかということを、発電事業者に聞いていただくこともぜひお願いします。それ で合理的なものが出てこなければ、そもそもブラックスタートに対応するものとして、ち ゃんと出来ていたのかということすら不安になってしまう。対案を聞くのも意味があるか もしれないと思いました。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、事務局からコメントございますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長 松田委員から御指摘、御質問のあった件ですけれども、需給調整市場の記載基準について、どう検討するかですが、ちょっとここについて具体的な案はお示ししておりませんが、一つの考え方としては、マージン収益0円としてしまうと4月から利益が上がってしまう。マージン収益を全て想定して差し引いてしまうと、インセンティブにならないというようなことだとすると、この答えはその真ん中ぐらいにあるといいますか、例えば、類似の発電所が大体どれぐらいの収益を上げているのかということを想定して、その収益は得られるような形で、期待利潤を算定するとか、そういうやり方などがあり得るのではないかなというふうには思っております。ちょっと具体的な案までは提示していませんが、関係事業者の内部の検討だとか、そういうことで、そういうものが出てくるというふうには思っております。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、特に大きな御異論はなかったと思いますので、事務局 案のとおり進めることといたします。事務局は、この方針で対応を進めていただきますよ うお願いします。

それでは、議題4としまして、「2022年度冬季の追加電力量公募(kWh公募)の運用結果の事後確認等について」、事務局から御説明をお願いいたします。

〇鍋島NW事業監視課長 それでは資料6につきまして、御説明いたします。

御説明の内容ですけれども、今年度、冬季のkWh公募の提供期間が終了いたしましたので、精算結果等について御説明いたします。

3ページ目ですけれども、kWh公募につきましては、18.6億kWhで、平均落札価格が 53.23円、合計落札額は989億円という大きなものであります。これにつきまして、4ページですけれども、提供期間は今年の1月4日から2月28日まででありました。

その次のページ以降で、確認結果を御報告いたします。

6ページ目ですが、精算結果ですが、まずこの18.6億kWhは、しっかり電力市場に供出されました。一方で、1,099億円掛けて電気を調達し、市場で売れた売り上げは359億円ということでありまして、33%分でした。したがって、足らず米の740億円につきましては、一般送配電事業者の費用となりますので、託送費で回収されることとなっていきます。

そういう結果になりましたけれども、理由は何かと、そういうように高い価格ではなくて、安い価格で売れてしまったのはなぜかというところについてヒアリングを行いました。これは原則として、ルールとしては20円/kWh以上の単価で売り入札をするということでありました。ただ、なかなかそういう形では売れていなかったということがあります。

その次のページですけれども、全体としまして、約定平均単価、下のほうに書いてありますが、16.75円とか、19円とか、20円を下回っている事業者もおります。そもそも期間中のシステムプライスの平均単価は17.39円でありまして、全体の3分の1のコマが20円/kWh、そういう状況でありました。

その次のページですけれども、もともとインセンティブというものを掛けておりまして、 その高い価格で売れたら、ある程度公募した手元にお金が残るというようなインセンティ ブ設計にしておりました。ですが、今回は調達価格よりかなり安かったので、還元率が非 常に高くなったといいますか、手元にお金が残らないことになりました。

その次のページですけれども、市場全体の動きということで、こういう形になっておりまして、A業者の場合ですと、ちょっと分かりにくいですが、以前の会合でも御説明したとおり、比較的価格が平均値などよりも下がった時に、このスポット入札をするという傾向が出ています。こちらのほうがより分かりやすいですが、ちょっと下がり目の時に、青の色がついています。こういう状況でありまして、ただ、全体としては、価格が高い時には、もともとその発電事業者の相対契約だとかそういうものがあって、その人のために発電していると。それ以外の期間で、発電、投入できるだけのようなものを投入しても、結局こうなってしまうということでありました。

27ページ。それで、どうしてこういうことが起こったかということですが、今年が比較的暖冬といいますか、全月の需要実績が減少傾向にあったということがあります。1月末に非常に寒い日がありましたけれども、それ以外は電力需要実績は減少するということであったと。それに対して、供給はきちんとあったということで、電力価格も基本的には下落傾向でありました。

それで、事務局の評価でありますけれども、今回、還元率が359億円と3割ぐらいになってしまいました。その結果として、託送費で回収される総額もプラスになりましたし、kWh当たりで割った単価も39.9円というふうに高くなってしまいました。ただ、これはもともと調達した時は11月で、ウクライナ情勢等が不透明だったので、LNG価格も高かったということであり、1月、2月になって、電力価格も下がったということで、卸市場価

格も下落したということが背景かと思っております。公募要綱に従えば、kWh公募分の電力は20円/kWhで供出するということだったんですけれども、なかなかそういうことは困難であったということであります。

次のページが、天然ガス価格の推移です。

その次のページが、システムプライスということであります。

いずれにしましても、32ページ、今後の公募実施に向けてということですが、今回、こういう回収率が高くなかったということではあるんですが、もともと公募の目的がウクライナ情勢等に起因する燃料不足リスクを回避するためのものでありまして、社会的保険であったということを鑑みれば、回収が、還元委託は少なかったんですが、市場参加者全体としては、この燃料の価格が安定して、支出額が減っているということがありましたので、よいのではないかと思っております。ただ、更に考えを推し進めていけば、供出期間中に無理に全量を供出するのではなくて、柔軟な協議を認めれば、より有益にkWh公募が使えていた可能性があるなということではありまして、今後も検討するということは考えております。

あと今後、kWh公募が実施される場合には、以前の制度設計専門会合でも提示したような取組ということで、価格変動リスク、燃料変動リスクの取組などについて工夫を行うということが適当だと考えたと。

すみません。途中、いろいろ画面の乱れとかありましたけれども、説明は以上になります。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、 御質問、御発言、御希望がございましたら、チャット欄でお知らせいただければと思いま す。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、平岩オブザーバー、お願いいたします。

○平岩オブザーバー ありがとうございます。送配電網協議会の平岩でございます。

今冬のkWh公募の精算結果では、託送料金での回収額は740億円と、昨年度冬季のkWh公募の10倍以上と大きく膨らみ、仕上がりの単価は約39.9円/kWhと過去の3倍弱となっております。kWh公募費用増加の原因は、公募時の燃料価格の見通しが高いことに加えて、燃料価格の低下に伴う電力卸市場価格の下落により、還元率が低下したことが考えられると認識しておりますが、託送費で回収される費用は、一送が一時的に負担することになり、単年度収支面への影響が発生しております。このため、今後もkWh公募を継続するのであ

れば、資料32ページのまとめに記載いただいたように、実際の燃料調達価格と応札時に算入した燃料調達価格の乖離額を一定額精算したり、提供事業者の経済合理的な判断などにより、供出期間以降の最適なタイミングでの供出を認めるなど、合理的な方法を検討していただき、費用低減につなげてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

追加で何かコメントございますか。

- ○鍋島NW事業監視課長ありません。
- ○武田座長 どうもありがとうございました。それでは、本件につきましては、御異論なかったと思いますので、事務局案のとおりといたします。事務局は、この方針で対応を 進めていただきますようお願いします。

それでは、続きまして、議題の5に移りたいと思います。議題5「最終保障供給原資の スポット市場からの調達に係る影響分析について」に関しまして、引き続き鍋島課長より 御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料7につきまして、御説明いたします。

本日の議論内容ですけれども、最終保障供給原資のスポット市場からの調達に係る議題です。最終保障供給については、2022年3月以降、契約電力が急増しています。この資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委における整理によりまして、原資調達については、スポット市場からの調達を認めたものであります。一方で、こうした調達については、本年3月末までということにしておりました。4月以降の対応については、改めて決定ということになっておりました。

スポット市場で調達することによる市場に与える影響について、監視等委で検討を行う とされておりましたので、この分析結果について御議論いただければと思っております。

3ページ目ですけれども、これは昨年11月に電力・ガス基本政策小委で、本当の最終保障供給原資の調達をスポット市場から取得した時の資料です。当月に新たに調整電源を移動させた場合には、多額のコストが発生するというような話がありました。

それから4ページ目ですけれども、買い入札価格は至近の実績等を参考としつつ、イン バランス価格上限以下とするとしていたところです。

5ページ目ですけれども、このスポット市場調達に当たっては、市場参加者の予見可能

性を高めるため、情報公開をするということにしていました。またここでも、4月以降の 対応については、必要に応じて検討を行うと、こういうようにしていたところです。

6ページ目ですけれども、最終保障供給の契約電力及び件数は、引き続き高止まりはしております。下がってはきておりますけれども、高い水準になります。

それで分析でございますが、10ページ目であります。各TSOの協力も得まして、2つ目のポツですけれども、仮に市場調達を行わず、市場調達分を調整力において対応した場合の調節力調達費用の値、これを算出し、それと各一般送配電事業者がスポット市場から実際どれぐらいの価格で調達したのかということを比較検証します。これに加えて、こうした各一般送配電事業者がスポット調達をすることによって、約定価格にも一定の影響を与えているのではないかと考えられますので、これについても参考までに確認をいたしました。

11ページは具体的な検証報告ですが、まず全コマ分析するというよりも、サンプル的に分析しようと思いまして、スポット市場における一送の約定実績があるコマのうち、エリアプライスの上位10コマを抽出しました。結果的には、この10コマというのは、朝方であったり、夕方であったりします。これについて(2)で、市場調達せず調節力対応した場合の影響値というものを、各一送の協力も得て計算します。

参考のところで、これらの事務局で計算したものですが、市場調達行動がどのようにスポット市場に影響を与えているかというところも計算しました。この右側はあくまで参考ということで、検証自体は(2)の数字でどうなっているかを検討したいと考えております。それで結果ですけれども、13ページですが、まず東京エリアにつきましては①、これは一送自身の費用が、コスト削減効果があったかどうかでして、このプラスの数字というのが、一送としての負担が減少したというものになります。②は参考までに出した、スポット市場側への影響でありまして、これがプラスになると、市場参加者の費用負担が増えるという関係にあります。一番右の列は、①と②を比較しても、なお▲になっているというのは、市場参加者の負担がもうトータルで下がったというものであります。

このケースで言いますと、①のところだけを見ると、どのコマもプラス、送配電力社の 費用負担が減っているということでありまして、これはよい結果を送配にもたらしている というふうに考えております。

それで14ページですが、中部のケースです。これは事前に委員にこの中間分析結果を御報告した時には、かなり青の部分がマイナスになっていまして、中部電力パワーグリット

については、この市場調達をすると、より負担が増えたかのような試算になっておりましたけれども、中部電力パワーグリットのほうが試算の仕方を見直した結果、トータルではプラスという、全コマ費用削減効果が発生したということになっています。あと2コマについて、スポット市場の価格上昇分を考えても、社会的にコストが減少というような結果になっております。

それから15ページですが、これはほかのエリアですが、北海道では10分の8、東北では10分の8、北陸では10分の7と、こういうところで、一般送配電事業者がスポット市場から買うことで、むしろ負担が増えたと。スポットから買わずに、調整力費用を、調整力をそのまま使っていたほうがコストが安かったという結果になっております。

16ページですが、関西、中国はコスト削減効果があるんですが、四国電力は10コマ中7 コマで、むしろコストが増えたということになっております。もちろんその灰色の部分は、 市場参加者全体の負担分というのは増えているわけです。

そういうことで、18ページですけれども、まとめとしましては、コストが下がったところもあるんですが、1ポツ目に書いてあるのは、複数のエリア、例えば、北海道、東北、北陸、四国などのエリアにおきまして、市場調達しなかったほうが、約定費用より安いと、低いコマがあるということが今回確認されました。もちろん複数のエリア、東京であったり、中部であったり、関西であったりは、逆の影響が起こっており、さらに、スポット市場は多少上がっても、託送負担が減るので、社会コストが減少しているコマもありました。2つ目のポツに書いてあるのは、今回、市場調達をして、スポット市場価格が若干上がるというような、そういう影響もある中で、送配電事業者の調整力調達を取っただけでも、コストが増加しているということであると、一体何のためにやっているのかということがよく分からないような状況になっている。少なくとも、当該エリアの当該コマについては、社会的コストの抑制が図れていないということを意味するのではないかと考えております。

の対応を検討することも考えられるのではないかと考えております。
本件分析は、資源エネルギー庁のほうから求められて分析しておりますし、このスポット調達を開始すると判断したのも資源エネルギー庁側ですので、この再度検討することも考えられるのではないかというように、一義的には受け手は資源エネルギー庁になるんで

ということもありまして、今回の分析結果を踏まえて、取引を一時中止した上で、今後

すけれども、考えられるのではないかと思いますが、一方で、今回の分析は、10コマ分の 分析であったりもしますので、監視委のほうでもきちんと検討を引き続き検証して、特に こういう調達になっている結果というのは、例えば、調達の札入れ価格であるとか、量の 問題もあると思いますので、最善策を検討した上で、こちらの監視等委で議論するという こともあり得ると思います。いずれにしましても、結果としてはこういうふうなことにな りましたので、取引の一旦中止というやり方を見直すということがあり得るのではないか と考える次第です。

説明は以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、 皆様から御質問、御発言いただきたく存じます。御発言ある方は、チャット欄にて御発言 をされる旨をお願いします。

二村委員、お願いいたします。

○二村委員 二村です。

すごく何というか、素人質問で恐縮なんですけれども、この結果をこのように解されることはよろしいと思うんですが、かなり今回はっきり、地域別に効果があったかのように思われるところとそうでないところというのが、はっきり分かれたということなんですが、何かその要因として、推定されているようなものというのがあるのでしょうか。もしあれば、コメントを頂ければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○武田座長 どうもありがとうございます。後ほど、まとめて御回答いただくということにさせていただきます。ほかに御質問、御発言等ございませんでしょうか。オブザーバーの方、あらかじめお知らせいただければと思います。

それでは、平岩オブザーバー、お願いいたします。

- ○平岩オブザーバー ありがとうございます。送配電網協議会の平岩でございます。
- 一般送配電事業者の最終保障供給契約の供給原資について、スポット市場から調達した 実績の分析を行っていただき、事務局殿に感謝申し上げます。

18ページのまとめに記載いただいた、今後の対応の検討につきましては、一般送配電事業者としましても、調達コストが増加しているコマがある要因の分析や、調達コストの増加を回避する対応策について、早急に検討してまいりますとともに、現在並行して対象コマを増やしての分析を進めておりますので、他の視点からの評価も取り入れて検討してまいりたいと存じます。

また引き続き、一送各社におきましては、最終保障供給契約量の減少に向けて、最終保障供給契約の需要家に対して、改定後の契約内容について丁寧に説明を行うとともに、小

売契約の申込みを受け付けしている小売電気事業者一覧の提供などの情報提供に努めてま いりたいと思います。

私からは以上でございます。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。

○松村委員 ちょっと無責任な発言で申し訳ないのですが、私は今回の提案には、少し 当惑している。まず市場から調達しないで、調整力をあらかじめ確保した部分、それから 結果的に余っている部分、どっちもあると思うのですが、これだけ大きな最終保障の量に 対応しなければいけない状況下で、市場から調達しないということは、調整力で調達した、 あるいは調達できる枠内で対応することになる。もともと調整力の調達量、調達の仕方を 決めた時には、最終保障は、これだけたくさんあることを前提として、その量を決めたわ けではないはず。にもかかわらず、これを市場からの調達を止めても、安定供給上問題な く対応できるということは、もともとの調整力の調達量が多過ぎるのではないか。あるい は、調整力の調達方法というか、一送が悪いと言っているわけではないのですが、私たち がルール、あるいは制度として決めたその調達方法だとかに問題がある可能性を強く示唆 しているのだと思います。

しつこく繰り返して申し訳ないですが、このような事態は本来想定しないで調整力市場を設計したのにもかかわらず、このような異常事態で、なおかつ市場からの調達なしでやれるという提案が出せるということは、もともと調整力のほうで何か問題があることを疑わせる。この結果だけから、直ちに調整力の調達を減らせというのは余りにも乱暴だし、本当に市場をめちゃめちゃにしてしまいかねないので、そんなむちゃなことはしちゃいけないことは十分分かっていますが、これは相当に問題があるのではないかということを示唆していると心配しています。調整力市場の改革に関しても、今回の事例をちゃんと頭に入れながら進むことを期待しています。

それから一般論として、私は事前にむちゃな調達をするよりも、kWh市場を活用していく方向を追求していくべきであるということを考えれば、長期的には、その一送が市場に参加すること自体をむやみに否定する必要はないと思っています。もちろん究極のインサイダーという側面はあるので、完全に自由というわけにはいかないとは思いますが、市場

に参加すること自体が間違っているとは思わないので、まさに事務局が整理したとおり、 一旦は停止するけれども、今後どうするのかを検討する、それから調査を継続することは、 強く支持します。

以上です。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、國松オブザーバー、お願いいたします。
- ○國松オブザーバー 日本卸電力取引所の國松でございます。ありがとうございます。 私ども、スポット市場運営している立場で申し上げさせていただきますと、基本政策小委員のほうに、私どもオブザーバーでも参加していないもので何とも言えないんですけれども、そもそもこの最終保障供給の調達の元というのは、スポット市場であるべきなんじゃないかなと。それを調整力で充てるというのが何か間違いだと思いますし、一般送配電事業者さんも、これをやらされる時に、どこから取るのが一番効率的かと考えれば、それはスポット市場、また調整による時間毎費用を活用しながら、どれだけコストを抑えて調達できるのかというところを一般送配電事業者さんにもやっていただかなければいけないのではないかなと思います。当たり前のように、一般送配電事業者さんも、全て自由というのは、先ほど松村先生からのところでもありましたけれども、費用負担が託送料金になったり、インサイダー情報を持っていたりという点がありますので、そのあたりは難しいですが、原則的には、多分参加者と同じように振る舞っていただくということを原則とすべきというようには思います。

それが原則にあった中で、では、この最終保障供給というのがどこから生まれてきたのかというと、小売電気事業者、これまでスポットで買っていたものを買わなくなって、外した契約なわけですよね。ですから、もともと小売店事業者、その分、最終保障供給の需要化の部分をスポット市場で買っていたかもしれない。それが、自分は買わなくなったから、ほかの人が買うようになると考えれば、これは全く影響がないはずなんですね。それでは、スポットで買わなければ、何が起こるかというと、その需要分だけが減った状態で、シングルプライスがついて、価格が比較的安目に振るのはもう当たり前の話であって、それが正しい価格なのかどうかというところで、そのシングルプライスで考えた時に、じゃあ小売電気事業者たちはみんなで外しにいって、最終保障に持っていけば、スポット市場の価格というのは、どうしても下落にいくと。その後の残った電気、電力、供給力の調整力のほうで供給してくれればいいや、みんなは安い価格になるよね。それを果たして発電

者も考えた時のシングルプライスとしての適正な価格と言えるのかどうか、私は全く分かりません。

今回の分析においても、11ページでございますけれども、私どもの価格が仮想約定点で下がるということについては、これは参考でこうやってやられています。ただ、市場調達に調整力で対応した場合の影響値というところで、Q3がQ4に上がったというところですが、これそもそもQ3のところが、前年の余りが出てくるはずなので、取引で買われていない電源が出るということは、この調整力も電源構成も変わるはずだと思いますので、これで一概的にこれを見て言えるのかなという気はします。

あと、何にしても、市場調達がもう大原則であって、ほかの方法を考えることが、調整力で対応するなんていうのは、本当に誤差程度の時にはそれでいいかもしれないと思いますけれども、原則的にはもう市場調達、一般送配電が市場調達出来ないのであれば、小売BGに、どこかに入って委託でもしてでも、これ市場調達で考えていくべきものではないかと思います。

すみません、以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。

それでは、御質問等もありましたから、御回答お願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございます。

二村委員から御指摘のあった、要因だとかそういうところなんですけれども、私たちもまさにそこを調べる必要があるとは思っております。一つ考えられるのは、前日時点で調達していた時に比べて、当日の需給が緩 んで、それで調整力は余り大きく上がらなかったということで、後から考えると、高い値でスポットで調達してしまったというようなことはあるのかもしれません。ただ、私たちとしても、理解がまだ出来ていない、どうして目的のエリアは10コマというふうに選ぶということになり、別のところは違うことになるのかというところが、少し分かっておりませんで、このあたりについては早急に調べる必要があるというふうに思っております。

各委員の先生方からも御指摘のあったとおり、非常に重要な問題でありますし、事務局としてもこれを今回のものについては、これをもって市場調達をすべきでないとか、そういうことではないですけれども、分析結果について、重要な示唆が含まれているように思

われますので、これについて真摯に関係者の間で検討が進むことを期待するところであります。

○武田座長 どうもありがとうございます。この問題につきましては、冒頭にありましたように、一義的には、エネ庁で考えていただくということになりました。スポット市場調査の在り方について、慎重な御意見もあるかと思いますけれども、その意見も踏まえて、今後エネ庁で検討していただくとともに、監視等委員会でも継続して調査を行うとさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の6に移りたいと思います。議題6は「現時点における旧一般電気事業者の内外無差別な卸売の評価方針(案)について」でございますけれども、 同議題に関しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 取引制度企画室長の東でございます。

資料8に基づいて、内外無差別の卸売ということで御説明させていただきます。

まず2ページ目、本日の御議論いただきたい内容ということですけれども、以前に、当専門会合において、昨年11月の会合において、23年度の相対契約については、23年の半ばをめどに、次回フォローアップを行うということを整理されたところであります。また、その後、今月1日の資源エネルギー庁の審議会において、内外無差別が確認されれば、常時バックアップの判断を、廃止の判断が可能、あるいは6月ごろの評価を経て、そういう判断を行うということをされたところであります。

こうしたことを踏まえまして、6月ごろをめどに、そのフォローアップを行っていきたいと思っていますが、それに先立ちまして、そもそもこういった基準に照らして評価を行うことが適切なのかということですね。改めて一度、これまでいろいろ御議論の中で御指摘いただいているんですけれども、きちんと、どういう基準に照らして評価を行うべきかという点について、今日は広く議論を頂ければというように。

それで、2ページ目以降ですけれども、大きな評価方針、考え方と、それから具体的に こんな項目に沿って評価していくということを考えたらどうか、事務局の案をお示しさせ ていただいております。

まず5ページ目、大きな骨組みということとしてはどうかということを書いてございます。◎は、その内外の差別が現時点で担保されていると。あれについては、合理的な理由なく差別している事例は確認されないということで×ではないということ。×については、合理的な理由なく内外無差別ではない状態になっているという、こういった3段階で評価

することとしてはどうかということを書いております。

その上で、特に重要なことについては◎であること。それ以外の項目について○であれば、実質的に内外無差別が担保されていると評価すると、こういったフレームですることとしてはどうかということを書いております。

9ページ目以降に、その具体的な確認項目案と、あくまで現時点では例としてですけれども、具体的にどういう評価で、◎、○、×というのを当てはめていくのかというのを書いてございます。すみません、字が小さくて見にくいところもあるかもしれませんが、大きくいきますと、まず例えば、交渉スケジュールということで、2番とかですと、内外無差別な交渉スケジュールで、本当に交渉が実施されていたのか。基本的に同じ時期に交渉されていれば◎と。一部差はついているんだけれども、そこに合理的な理由があれば○と。自社が例えば、自社小売より先にというようなことがあれば×、こんな形で、各項目について3段階で評価していってはどうかということをお示ししております。

大きな項目としては、これ以前に、昨年のフォローアップの中で新たに取組を求めるとしたこととして、交渉スケジュールについて無差別性の確保ということと、Bとして、標準的なメニューによって、それを事前にオープンにした上で、実際にそのメニューに即してちゃんと販売をやっていたのかということで、4番、5番と書いています。具体的には、メニュー作ったんだけれども、実はメニューの外側に、取引されている、確保されている電源があるといったようなことがないかということ、それから、実際に本当にそのメニューに沿って、メニューに書かれている条件で、保証、企画がされていること。それから情報遮断ということで、社内の諸般の情報遮断の社内取引文書があるかということ。それから実際に情報遮断を効果的に実施できていたのか。特に、23年度の相対契約に関する重要な情報、例えば、発電側の交渉情報というのが小売側にちゃんと伝わらないように遮断されているか、こういった観点を確認する必要があるのではないかということを書いています。

それから10ページ目ですが、これも従前からフォローアップの対象項目でありましたが、 オプション価値について、社内外で差別になっているかという点を書いております。具体 的には、いわゆる通告変更の期限ですとか、あるいは幅ですとかについて、社内外で無差 別に、あるならある、ないならないで、そろっている。あるいは、通変のタイミングとい うのが同じになっているという点を確認指定ということを書いております。

11ページ目ですが、長期契約、これも御指摘いろいろこれまでありましたけれども、長

期契約ですね。長期というのは1年を越えるのを長期と呼んでいますが、1年を越えるような契約について、社内外に等しく交渉機会が提供されているか。これもないならない、 あるならあるで無差別になっているかということであります。

なお、上の2ポツですが、内外ともに長期の機会を提供していないというのは、内外無差別の観点からは問題があるとは考えませんが、その卸市場の姿としてどう考えるかについては、別途、検討が必要ではないか。果たして、燃料調達、いろいろな観点から考えた時に、一年物しかないのがいいのかどうかというのは、内外無差別とは別の論点として、それは議論があるのではないかというふうに考えております。

それから12ページ目で、ちょっとこれは、少し今回の評価とは離れて、やや脱線しますが、前回までの議論の中で、まさに複数年の商品というのがなかなかないということで、もう少し複数年商品が出てきたほうがいいんじゃないかという論点もございました。そうした中で、昨年12月に、JERAから、2026年度以降を需給対象年度とする複数年契約商品の販売というのを公表されております。グループ内外問わず募集を行った上で、審査を経て、その後の交渉を経て契約へと進んでいくプロセスであって、今、現在進行形で進んでいるものというふうに伺っております。

今回は、あくまで23年度の通年の相対契約を対象とする評価ということですので、JERAが今回、直ちにこれをどうこういうことではないんですが、評価の対象外というように考えていますが、内外無差別という観点から非常に大きな論点だと思っていますので、この機会に、留意すべき点等ございましたら、合わせて御議論、御意見頂戴出来ればというふうに思ってございます。

それから本題のほうに戻りまして、評価基準のほうに戻りまして、13ページですが、転売禁止をするような条件がついていないか、あるいはエリア内の需要でキャップが付いている、あるいはエリア内限定の供給となっているといったような提言がついていないかということで、こうした点についても、内外無差別に設定されているということ。それから、こちらも仮に内外無差別になっていたとしても、例えば、そういった制約を課していることが、果たしてあるべき姿かという点については、ここも別途検討が必要ではないかというふうに考えております。

それから14ページ目ですが、与信と取引実績ということで、これも以前御指摘がありましたが、与信でしたり、取引実績というのを理由に評価を行っている場合に、実質的に内外差別につながるような条項がないかという点を確認する必要があるのではないかという

ことを書いてございます。

それから15ページ目以降、各社の実際の23年度の販売スキームに分けた形で、それぞれ書いていますが、具体的には入札を行った事業者ですとか、ブローカーを使った事業者、クローズドの相対をやった事業者と、それぞれ類型が幾つかあるかと思いますけれども、こちらではまず入札を行った事業者についての確認項目ということで書いています。一つは、自社小売がいつも入札に参加しているかというところと、最低価格ですとか、予定供出量の扱いが、内外無差別だとか、自社だけが何かそういった情報を知っていたということがなかったかということを書いております。

それから16ページ目で、今度はブローカー制、ブローカーを介して取引するとした事業者に関する論点として、先着優先ということになるので、先着優先という中で、自社小売、これも情報遮断のところに位置するかもしれませんが、自社小売だけが何か情報を持っていて、先着優先の中で優先的に数量を確保しているといったことがなかったか、あるいはボリュームが大きい、ロットの大きいものということで、実質的に対処されることはなかったかといった点を確認する必要があるのではないかということを書いています。

こちらは、いわゆるそういったスキームではなくて、従来の延長線上といいますか、クローズドの相対交渉の中で進めている事業者については、そのプロセスが果たして内外無差別だったのかということ、あるいはプロセスの透明性という意味では、どうしても説明の難しいところも、説明のハードルが上がる部分もあると思いますので、本当にこちらについては、プロセスというよりは結果として、同一条件で卸されていたのかという形で見ていくということも選択肢かなというふうには思ってございます。

それから、18ページ目は、その結果としての卸価格が、内外無差別になっているかということでありまして、これは従前から確認している項目でもありますが、これは結果して、新電力への卸した価格のほうが必ずしも安くなっていなくても、プロセスにおいてきちんと内外無差別が評価できる場合には問題ないと言えるのではないかと思っていまして、〇であればクリアされる項目として今書いております。

それから19ページ目でありまして、これで最後ですが、これは小売価格と卸売価格の整合性というところの確認となっております。ここは、上の注に書いていますけれども、小売価格は小売部門で決めるものでありまして、この項目だけは小売側に確認することを想定しております。一義的には、発電側の項目ではないわけですが、これは合理的な理由なく、調達価格を小売価格が下回っている場合には、不当な内部補助の可能性というのが否

定できないので、内外無差別の卸値評価ということで、やはり引き続き確認を行うべきものというふうに考えております。

他方で、2ポツ目ですが、足下、昨年来、実際フォローアップでも起きていますけれども、燃料費が急激に変動するような場合とかには、どうしても一時的に逆転してしまうというか、必ずしも卸売価格の変化ほど早く小売価格というのは転嫁されないので、そういったところで逆転が起きてしまうような合理的な理由がある場合においては、問題ないんじゃないかということを書いております。

最後ですが、今後の進め方といたしまして、本日の御議論を踏まえて、御議論いただいた上で、その御指摘を踏まえて、確認項目に基づいて、各社にヒアリングを行っていきまして、先ほど申し上げた本年6月ごろをめどに、この専門会合において、確認結果を御報告させていただきまして、それでエリアごとに、果たして、内外無差別になっているのかというのを御確認いただければというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、幅広に御意見いただきたいということでございますので、皆様から御質問、御発言、広く頂ければと存じます。チャット 欄で、その旨お寄せいただければと思います。

それでは、草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員 草薙でございます。

事務局から丁寧な御提案を頂いたと思います。この議論というのは、常時バックアップの廃止という大きな結果を生みますので、丁寧な議論が必要だというふうに考えられますところ、慎重に設計いただいているというふうに思います。また更に改善を求めておられるという真摯な対応に感謝いたします。

6月にこういう確認項目に基づいて、厳正な確認ということの結果を頂けるものという ふうに期待しております。特に、資料の5ページと6ページのところでございますけれど も、私の数え方に間違いがなければ、確認項目が27あって、そのうち16に★の重要な確認 項目があり、それらが全て◎と判定されない限り、内外無差別が達成されたとは評価されないと。つまり、合理的な理由があるということで、○をもらったとしても、内外無差別の判定上は不合格になるということで、旧一電に対しては、相当高いハードルを課したという印象がございます。これに関しまして思うところを申し述べます。

まず9ページのナンバー4の確認項目につきましては、私が指摘をさせていただきまし

た卸標準メニューの外側で自社小売向けに電源を確保していないかということを記載いた だいており、感謝します。今後の評価を期待したいところでございます。

それから、多くの〇の項目に、合理的な理由なく何々という記載がございます。どこまでが合理的で、どこからが合理的でないのかということを事前に明らかにするというのは、旧一電に対して評価の手の打ちようを明かすことにもなって、返って望ましくない場合もあると思われますけれども、事務局が仮に〇の評価を行われた場合には、何をもって合理的な理由と判断されたかということ、そういった類いのこと、またその妥当性、こういったことをこの制度設計専門会合にて御報告いただくということが望ましいのではないかというふうに思います。

それから、14ページのスライドのナンバー14と16と17なんですけれども、ここは「明らかに」ではなくて、◎ということに添うのは、「少しでも」とか「わずかでも」という言葉のほうがふさわしいのではないか。もっといい言葉があるかもしれませんが、ちょっと「明らかに」というのは、緩すぎるのではないかという趣旨でございます。御検討いただければ幸いでございます。

以上であります。どうぞよろしくお願いします。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、二村委員、お願いいたします。
- ○二村委員 ありがとうございます。

私からは質問です。最後のところで、今後の進め方として、確認項目について、各社にヒアリングを行う、ということでしたが、この各社の範囲というんでしょうか、それを確認しておきたいとい思いました。というのは、当然発電をされる側もそうだと思いますが、それを実際利用されるところも関係があると思いますので、新電力の方々も含めてのヒアリングかと思ったのですが、一応念のために、どの範囲でこのヒアリングが行われるかということを確認させてください。

以上です。

- ○武田座長 ありがとうございます。それでは、竹廣オブザーバー、お願いします。
- ○竹廣オブザーバー 竹廣です。聞こえますでしょうか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○竹廣オブザーバー ありがとうございました。

新規参入者にとりまして、この内外無差別の実現は、大変重要なテーマですので、まず 今回評価の方針を示していただきましたことに感謝したいと思います。私から3点コメン トをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、先ほど草薙委員からもございましたけれども、今回の評価方針におけます合理的な理由というものが、どのような理由であるのかというのが新規参入から見ますと、大変気になるところでございます。実際に評価を頂く場合には、この合理的な理由がどういった内容なのかを具体的にお示しいただいた上で、内外無差別の観点からその理由が妥当な理由であるのかどうかということを、この場でも御議論いただいて、内外無差別制を御判断いただきたいというふうに思います。

また、もし仮に×がつく事業者がいた場合にも、結果として、常時バックアップを廃止しなければOKということではなくて、どのような理由で、何が行われていたために、×という評価となったのかという、その具体的な事例を明らかにしていただいて、内外無差別の達成というゴールに向けて、改善が進むような取組にしていただきたいというふうに考えます。

次、2点目ですが、これは13ページの転売禁止条項ですとか、エリア内の限定販売条項とも関連するのですけれども、ある旧一般事業者の次年度の卸入札においては、卸売した電気が、自社エリア内の需要に利用されていることを確認するために、買手のほかの第三者との相対調達での供給力を、応札量から控除して応募するというような仕様になっていました。卸入札が行われた昨年秋の段階では、次年度の相対調達は、まだ交渉中でありまして、どの程度の量が確保できるかも分からない段階で、このような情報提示を求められますと、それ以降の他社との相対交渉を制約することにもつながりかねないことですし、またその競合者である旧一般電気事業者さんに、ほかの手段での供給力の規模の見通しを停止するということは、競争上も懸念があるものでございます。内外無差別の評価項目自体の議論とは少し異なる観点かもしれませんが、このような点にも配慮して、検証を進めていただきますように、お願いしたいと思います。

最後ですが、3点目ですが、これは小売価格への反映に関わる確認項目のところとも関連いたしますけれども、卸入札や、相対交渉での取引が進展しますと、購入する側の価格競争が起こりますので、より高値で落札されることが想定されます。この際、落札者が旧一般電気事業者さんであった場合に、落札価格が御自身の小売標準価格と比較して、与信面での条件ですとか、その配転差から、相当安価で落札できるような仕組みになっていな

いかという点はもちろんですけれども、逆に、相当高値になっていないかという点につきましても、御確認を頂きたいというふうに考えています。もし仮に相当の高値で落札されている場合があれば、小売での活用が難しいにもかかわらず、そのような価格で落札されたということですので、その理由も含めて、丁寧に御検証いただくようにお願いできれば幸いです。新規参入者は、小売の活用を想定した場合、一般的には標準価格を旧一般電気事業者さんの標準価格を上回らない価格をベースに札を入れざるを得ないのが現状ですので、旧一般電気事業者さんの小売部門が標準価格を上回る価格で購入しているという事実がないかというような部分について、丁寧な検証をお願いしたいというふうに思います。

いずれの検証におきましても、昨今の情報漏えいの件もございますので、9ページに記載されているような情報遮断に関する取組というものが、注釈のほうに記載されてはいますけれども、23年度の相対契約の交渉開始から契約締結までの期間に限定することではなくて、まずもって適切に認識されているどうかといった点を御確認いただいて、事実関係の裏づけも含めた丁寧な検証をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

- ○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、松村委員、お願いいたします。
- ○松村委員 はい、松村です。聞こえますか。
- ○武田座長 はい、聞こえます。
- ○松村委員 まず内外無差別を考える時に、あらゆる項目において、形式的な無差別ではなく、実質的に本当に無差別になっているのかどうかを、かなり詳細に見ていただきたい。つまり、契約条項一つ一つ、あるいは入札の条件、条項を一つ一つについて、相当丁寧に見ていく必要があると思います。

形式的な内外無差別に関して、ずっと以前から言っていますが、例えば、ロットを非常に大きく設定し、実際にそのロットで買えるのは、旧一般電気事業者の小売部門しかないなどというようなことを契約条件にして、それで外でも中でも無差別ですと言ったとしても、それは実質的に内外無差別ではないということは、繰り返し繰り返し言ってきました。したがって、今行われている、あるいは行われようとしている、将来行われようとしている入札などでも、そういう無茶なことは全く入っていないと思います。その点は安心していますが、ほかの点でも同じようなことはあります。

例えば、転売制限を入れるのは、これはほぼ問題外だと思うのですが、特に長期契約で

転売制限などがあれば、もうほとんど買いようがない、ごくわずかしか買えないというよ うなことになる。スイッチングコストが比較的高い独占時代からの顧客を抱えている旧一 般電気事業者以外では、とても買いにくいということになれば、これはもう実質的な内外 無差別に反していると思います。更に言えば、転売制限などというのは、本当競争上大丈 夫かというようなことも心配になります。エリア制限は更に問題外。自社エリアの中で売 ってはいけないと制限すればそもそもかなり露骨な競争制限ですが、逆にエリアの中でし か売ってはいけないなどという条件を付けたとすれば、そもそも大手事業者間の暗黙の地 域市場分割が疑われる。そもそも内外無差別以前の問題で、本当は大問題なのではないか。 こんなことを放置していること自体が大丈夫かということが心配になります。そうでなか ったとしても、例えば、旧一般電気事業者が、実際にはそうではないと思いますが、旧一 般電気事業者というのは、ある意味で協調体質で、お互いのエリアを侵さない。したがっ て、自社の販売の圧倒的な割合は自社エリアですという事業者と、それから新規参入者で、 日本全国を考えながら、日本全国で満遍なく売っていく事業者からすると、エリア制限を 掛けるのは、旧一般電気事業者にとっては、実質的な制限ではないのだけれども、新規参 入者にとっては、深刻な制限になることは十分あり得る。さっきの量、ロットをむやみに 大きくするというのと極めてよく似た効果も現れるので、これはそもそもエリア制限など というのをつけていて、これで内外無差別だなどと安直に判断しないように。よっぽどち ゃんとした理由があるなら、例外的に認められるということはあるのかもしれませんが、 このようなものが入っているものを安直に◎などと判断しないよう、十分注意深く見てい ただきたい。

それから上限に関しても、もともと出発点ですごくマーケットシェアが高くて、自然体だと減っていく事業者と、あるいはそのまま続く状況の事業者と、まだ小さくてこれから伸びていくという事業者がいたとすると、足元の実績で上限のようなものをもし定めると、前者については制約にならないけれども、後者については実質的な制約になり、今の状況をそのまま固定化する、競争を促進しないよう誘導するもの。新規参入者に対してだけ、結果的に制限になるというようなことがあり得るので、上限を課しているものについても、それは安直に認めないで、合理的な形での上限なのかということを、特に絶対量で幾ら以上というようなことを制限するようなことは、いろいろな市場で広範に行われていることあるのかもしれないのだけれども、規模の小さいところは、規模の小さいなりに上限額はあるなどというような変な上限を掛けるなどというようなことは、そもそも内外無差別と

いう精神からも大きく問題があるということは、十分認識していただきたい。

それから更に、自社で電源を持っている、あるいは他社と契約すると、その上限が減るなどというのは、更に問題外。これはもしそんなことをすれば、自社で電源を建てる、あるいは長期契約で他社と契約すると、その分だけここに応札すら出来なくなるということだから、そういうインセンティブを減らす。つまり発電部門としては、ライバルの投資のインセンティブをそぐというような、かなり競争政策上に相当に問題がある、かなり露骨な競争制限のやり方でもあるし、それから自社の小売部門については、ほぼ制約にならないけれども、新電力にだけ制約になるとすると、実質的な内外無差別制の観点からも問題になり得ると思います。こういうような契約が残っているのにもかかわらず、条項が残っているのにもかかわらず、安直にこれで内外無差別といえますなどというようなことにならないように、十分注意して見るべきです。

さらに、転売制限に関しては、ある種のトレーディングのような目的で入ってくる事業者を防ぐ。例えば、商社のような人たちが入ってくるのを防ぐ発想なのだとすると、仮に売り手のほうが、天然ガスの市場においては、自分もトレーディングもする事業者と大活躍している。それは期待されることなのでとてもいいことではあるが、そういうことをしているのにもかかわらず、自分が売るものについてはトレーディングの人が入ってきてほしくないって、それはどういう了見なのか。総合的にちゃんと契約全体を見ていただければと思いました。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、中野オブザーバーの代理で御出席いただいております吉田様、お願いいたします。

- ○中野オブザーバー(代理・吉田) 御発言の機会を頂き、ありがとうございます。S Bパワーの吉田でございます。音声聞こえておりますでしょうか。
- ○武田座長 はい、聞こえています。
- ○中野オブザーバー(代理・吉田) 本件につきまして、オブザーバーの中野に代わり、 コメントをさせていただきます。

本議題の内外無差別に関する環境は、以前と比べれば整備が進んでいると感じております。この点につきましては、事務局や、旧一般電気事業者の取組に感謝いたします。しかし、課題がないわけではなく、更なる環境整備を進めていただきますよう、お願いをした

いというふうに考えております。

今回上げられた項目に関しましては、いずれも基本的な項目と考えられるため、期限を 決めて、しっかりと確認をしていただきたいというふうに思っております。その上で、私 のほうから幾つかコメントをさせていただきます。

まずこれまでに出てきていた合理的という観点の論点ですけれども、こちらは草薙委員とか、竹廣オブザーバーの御指摘はごもっともと考えております。そして、スケジュールについてですが、最終ページの今後の進め方で、23年度の相対契約の確認を行うという記載がなされておりますが、7月には24年度向けのベースロード市場の1回目が開催されます。それとともに、相対の協議も動き出すこととなります。そのため、6月の検証結果の報告の際には、24年度の協議へ向けた方針についても、示していただきたいと考えております。

次に、P19のナンバー27につきましては、特に重要な確認項目とはなっていませんが、この点は、内外無差別の議論の出発点であり、競争環境の整備においては、極めて重要な項目というふうに理解しております。内外無差別の議論としては、重要視しないということであれば、競争環境の適正化という視点で、今後、議論をお願いできればというふうに考えております。

最後に、全体としまして、旧一般電気事業者の内外無差別の取組につきましては、今後も定期的なレビューを行い、実効性を高める改善をしていただきたいというふうに考えております。仮に今の仕組みのまま、内外無差別的な環境が実現されないのであれば、現在はコミットメントに基づく実質的取組であるところを、コミットメントのまま続けるのか、あるいはガイドラインの策定といった次のステップに進めるのかについても、議論されてもよいというふうに考えております。

私の発言からは以上となっております。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、松本オブザーバー、お願いいたします。

○松本オブザーバー 九州電力の松本です。ありがとうございます。

まずは、この評価方針の御提示、ありがとうございます。内外無差別な卸売の評価方針につきましては、主に3段階の評価方式というもの、それから確認項目の評価軸についての2つと、それから小売価格の評価の計3つについて、発電事業者・BGの立場で発言いたします。

まず1点目は、3段階の評価方式についてです。スライド5ですけれども、ここに複数の観点から確認項目を抽出して、項目ごとに3段階で評価する旨の記載がありまして、具体的には、現時点で内外無差別が担保されているものは◎、合理的な理由なく内外無差別している事例は確認されなかったものは○というように整理されている。これまで、内外無差別の達成に係る議論やフォローアップに関しましては、今回の○の評価のような、合理的な理由なく内外差別していないかという観点で進められてきたというふうに認識しております。そのため、この○の評価であれば、内外無差別が現時点では達成できると評価すべきというふうに考えてございまして、今回、常時バックアップ廃止のために、これまでの取組を上回る新たな判断基準を求められることは、慎重な議論が必要ではないかと考えております。また、現状の常時バックアップ制度は、新電力間での不公平な問題もあるかと認識してございます。

それから、第59回基本政策小委、これ3月1日だったと思いますけれども、ここの中では、常時バックアップが廃止された後に、当該エリアの旧一電が内外無差別な卸売を行わなくなった場合には、常時バックアップを再度速やかに導入すると、こういうふうに整理されてございます。常時バックアップの廃止には、この可逆性があるということを考慮いたしますと、今回の常時バックアップの廃止の条件に、○である内外無差別の達成を上回る取組である◎の評価を設定する必要はないのではないかというふうに考えます。

次、2点目ですが、確認項目の評価軸についてでございます。

スライド6に、評価項目AからMの確認観点と、それからスライド9以降に、それぞれの確認項目が整理されてございます。しかし、D以降の確認観点と、確認項目の中には、2023年度向け交渉が開始する時点までに、内外無差別の評価方針としては明示されておらず、今回初の提示項目というのが、非常に多く含まれます。これらの項目については、当初のコミットメント内容以上のもの、あるいは実効性担保策の以上のものの評価を事後的に求めるものであって、その評価をもって、2023年度向けの内外無差別達成や常時バックアップの廃止を評価するというのは、今回の評価軸としては適切ではないのではないかというふうに考えてございます。

発電事業者としては、これまでも各事業者とも創意工夫しながら、内外無差別の取組を 強化しているところでございまして、今後も小売事業者様の様々なニーズがありますが、 これらも踏まえて、内外無差別の卸に引き続きしっかりと取り組んでまいる所存です。

3点目は、確認項目の中で、小売価格への反映の部分というのがありました。スライド

19の確認項目Mのナンバー27のところですけれども、標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が適正に小売価格に反映されているかと、この部分ですが、事務局から説明があったように、発電部門は小売部門の小売価格の設定自体はコントロールすることはできないというふうになりますので、この項目については、発電事業者としては違和感があると。したがって、発電部門にして求められている内外無差別の卸売の評価について、他部門というか、あるいは別会社であります小売部門の行為を含めるというのは、適切ではないというふうに考えられますので、本項目においては、発電側と小売側を切り離して評価していただきたいと思います。事務局から御説明ありましたけれども、合わせて重ねてお願いしたいと思います。

発言は以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうも活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、コメントいただけますでしょうか。

○東取引制度企画室長 ありがとうございます。様々な御指摘、御質問ありがとうございました。順になるべく御回答したいと思います。

まず草薙委員初め、何をもって合理的か、合理的な理由というものの幅があるんじゃないかという御指摘で、この点につきましては、やはりケース・バイ・ケースだと思っておりますので、今後そのフォローアップを行った上で、具体的な事例に即して御報告して、御議論いただきたいというふうに思っております。

それから、与信のところなどで、「明らかに」と書いてあることは緩いという御指摘につきまして、例えば、与信の場合、中と外で一概に比較しにくいといった性格もありまして、同じ事業者の中で与信という、一般電気事業者の中で与信という概念、基本的になかなか成立しにくい一方、外に関してはあるということで、全く同じように設定できるかというと、ちょっとテクニカルに難しさがあるなと思って、こういう表現にしたわけですが、御指摘を踏まえて、更に検討してみたいというふうに思っております。

それから二村委員から、各社という範囲は何ですかという御質問の件ですが、これは一義的には、フォローアップの対象事業者だと思っていまして、旧一般電気事業者の発電側と、一部分離している会社は、小売側も引き続きフォローアップ対象なんですけれども、そういった会社に対して、調査票に基づいて、実際にどういう卸売を行っていたのかとい

うのをまず頂いてフォローアップするという手続を考えていまして、新電力側にということは、今のところは想定しておりません。

それから、竹廣オブザーバーから、転売といったところですとか、第三者の調達の控除について、競争上の問題があるのではないか、これは松村委員からも同じ御指摘があったと思います。個別のケースを見ていくということになるのかなと思っていますけれども、果たしてそういった競争上の問題があるような情報の提供を求めていたり、あるいはそういった交渉が行われているのかという点をしっかり見ていく必要があるのかなというふうに思ってございます。

それから、最後の小売価格と卸価格の関係のところについて、竹廣オブザーバーからは、他関連の場合にはしっかり確認を。吉田オブザーバーからも同様の、逆に、松本オブザーバーからは、反対の意見を頂いたわけですが、この点につきましては、資料にも書いたとおりなんですけれども、確かに一義的に卸すのは発電側ではあるんですが、結果的に小売価格が低い場合、競争環境の整備というゴールに照らすと、内外無差別、卸すところは無差別なんだけれども、どういうわけか旧一小売の小売価格が安いとなると、何のゴールに向かってこの議論をしているのかということになってしまうので、そこについては、しっかり見ていく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、情報社会について御指摘のあった点につきましても、これも今後、実際にヒアリングする中でも、しっかり確認していきたいと思いますし、範囲につきましても、御指摘のように考えていきたいというふうに思っています。

それから、松村委員から御指摘のありました点につきまして、実質的に見るべきだという、これはもう全くそのとおりだと思っております。他方で、例えば、エリア内ということについては、我々が今の時点で事業者から伺っているところでは、例えば、安定供給上の観点から、果たしてエリア外に、極論すると制限なく売ってもいいのかといった御懸念もあって、検討しているというふうにも聞いておりまして、そういった観点も含めて、果たしてそれが合理的な説明なのかどうなのかといった点を、今後、御議論を確認いただくということなのかなと思っていますが、いずれにしても、形式的ではなく、実質的にしっかり見るべきだというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、そこは確認してまいりたいと思います。

- ○武田座長 よろしいですか、事務局から。
- ○東取引制度企画室長 どうしましょうか。ここで切ったほうが。もう1点、2点だけ

ですけれども。

- ○武田座長 それでは、松村委員、少しお待ちください。
- ○東取引制度企画課長 すみません。失礼しました。

最後、松本オブザーバーから御指摘のあった、3段階でというところにつきまして、これまでの評価というのは、今回の〇に当たるような、確かに合理的な理由なく無差別じゃない事例は確認されなかったという評価をフォローアップできたと理解していまして、今回、より積極的にというんでしょうか、一定の内外無差別制が担保されていると、よってもって、その常時バックアップを外していいのかというところまでの説明を求められるとなると、そこにはやはり少し違いが出てくるのではないか。×ではないという話と、積極的に、これは無差別なのであるというふうに評価するのは、やはり基準が違うのではないかなと考えて、今回は3段階でという案を提示しているところ。

それから最後に、項目自体ですね。D以降の項目について、今回初めてではないかと御指摘がありましたが、例えば、小売との関係ですとか、仕上がりの価格、あるいは基本価値等々、これはこれまでもワークの中で評価してきた項目でありまして、何も今回、初めてということではないのかなと思っております。また、各、例えば入札制とか、ブローカー制についての許容の議論というのは、これはこういったスキームが出てきた中で確認しないといけない項目だと思っていまして、新しい取組に対応して、こういう観点を置く必要があるんだろうということでお示ししていまして、何かもともとなかったものが突然湧いてきたというわけではないので、ここは御理解いただければというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○武田座長 どうもありがとうございました。それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員 エリア制限で、安定供給というの、説明ぶりからして納得していないとも聞こえたので、それであれば安心はしますが、私は正直何を言っていいのかさっぱり分かりません。エリアAとエリアBがあったとして、エリアAでどれだけ発電され、エリアAでどれだけ需要があり、それでエリアAとBの間の連系線の容量がどれだけあるのかということだけに依存して、エリアAでの安定供給が決まってくるのであって、エリアAで発電されたものが、小売のひもづけでAからBに行くのか、Aにとどまるのかということが、電気に色はついていないんだから、本来関係するはずがない。もしエリアAの事業者がい

て、エリアAの安定供給のためにエリアAで売ってほしい、そういうことがあったとして、エリアAで買った事業者がエリアBに持っていくということがあれば、それは連系線を介して流しているということですが、当然その流されたAからBに流された量の分だけ、逆にBからAに流れることが可能になる、電気の量が、連系線の容量が同じだったとしても、相殺潮流の分だけ増えることになります。エリアAで需給が逼迫している状況で、エリアAで価格が高くなれば、それはスポットマーケットで、連系線の容量の上限まで流れてくることに本来なるはずで、一体、何を具体的に懸念しているのかを明らかにすることなく、安直に安定供給のためなどという説明を受け入れることが決してないように、ちゃんと分かるように、もしその説明を受け入れるのであれば、合理的に説明をお願いします。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。

それでは、本件につきましては、チェックリストの在り方にとどまらず、競争政策上の 重要な問題、今あったと思います。事務局におかれましては、各項目の重み付け等、本日 の議論を踏まえて、引き続き御検討いただければと思います。

- ○東取引制度企画室長 はい、ありがとうございます。
- ○武田座長 ありがとうございました。

それでは、最後の議題となります。議題7「自主的取組・競争状態のモニタリング報告 (令和4年10月~12月期)」につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○東取引制度企画室長 定例のでございまして、なるべくかいつまんで御説明したいと思います。

まず、昨年の10月~12月が対象時期でございます。

まず2ページ目で、全体概要として、市場の概要ですけれども、一番左、全体の電力販売量に対する割合としては43%強、やや需要が減る中で大きくなっております。スポット市場の約定量自体は、前年同期比でほとんど変わらない。この10~12月は、まだ価格が高くて、平均すると23円強になってございます。それからグループ外への相対取引量というのは、増えていまして、前年同期比で1割ぐらい増えているということでございます。一番下のほう、総需要、総販売量がやはり少し減っていて、そうした中で、新電力のシェアも少し全体としては下がっている、こんな絵姿になってございます。

それで、まずスポット指標のところですけれども、――すみません、少しお待ちください。ちょっとすみません、画面では映りませんが、なるべくお手元ございましたら、ホー

ムページか、お手元で御覧いただきまして、8ページ目ですけれども、スポット市場の約定量ということで、前年同期比で、旧一電が0.8倍、新電力が1.1倍、それからTSOですね、再エネ分が1.3倍というふうに伸びているという形になっております。

それから9ページ目ですが、今回、LRでの買い約定量というのもお示ししていますけれども、旧一電の買いが1.1倍と増えている。新電力の買いは0.8倍ということで、これずっと結局増えていますけれども、旧一般電気事業者が買いとして、新電力が売りという状況が続いてございます。

それから12ページ目ですが、インバランス料金と、エリアプライスの比較をしておりまして、これはあくまで平均で見ているだけですけれども、全てのエリア、月において、インバランス料金価格のほうが少し高い。平均すると2円強高いという形になっていまして、そういう状況ではあります。

それから14ページ目、分断の状況です。この3カ月で見ますと、中国九州、関門とFC は相変わらずといいますか、恒常的に高いわけですが、中部北陸、それから中部関西で、最後の関係もあって、少し分断率が高く出ております。

それから時間毎指標にいきまして、16ページ目です。16、17ページ目ですけれども、これもやはりスポット市場と傾向としては同じでございまして、旧一般電気事業者の売りが、伸びとしては減って、逆に買いが増えて、買い越していると。新電力が、売りが増えて、買いが減って、売り越していると、こういう状況になって、スポット市場よりも更に顕著にそれが出ているかなということでございます。

それから20ページ目ですが、先物市場ということで、特にEEXの、ピンク色の東京商品を中心に取引が増えているということでありまして、先渡しは依然として非常に低調なんですけれども……。

- ○東取引制度企画室長 今、これ出ています。先物は、こんな形になっております。 それから34ページ目まで飛びまして。
- ○東取引制度企画室長 34ページです。

すみません。相対卸ですね。グループ外への卸売ということで、全体に占める割合は大 分増えてきていまして、今ですと2ポツ目のところですが、新電力需要に対して、この期 で見ると、12月で見ると、もう50%近くまで相対卸が増えてきているということでござい ます。

それから36ページ目をお願いいたします。

36ページ目ですが、これは長期的に見た時のJEPXでの取引量ということで、足元46.6%、12月まで高くなってきております。これは、スポットでの取引量が余り変わっていない中で、需要が減っているというほうが、むしろこのからくりかなと思いますが、数字で見ると、大分むしろ増えているということであります。

それから41ページ目以降ですね。今度は小売のほうの状況をお示ししていまして、41ページ目、新電力のシェアの推移ですが、昨年12月時点において、総需要に占める新電力のシェアが約18.7%、特高・高圧が15%弱に対して、低圧が25%強、こういうことになってございます。

それから43ページ目をお願いします。43ページ目、これはエリア別に見た時のシェアの推移、喫緊、過去の推移になっていまして、やはり単純に見ますと、東京ですとか関西エリアのシェアが高いという中で、大きな傾向としては、やはり特高・高圧が低下傾向にあって、低圧は必ずしもそうでもないという形になっております。

それから44ページ目をお願いします。44ページ目は、今度はエリア外への供給ということで、2022年の12月で見ると、全体の約4.6%ということになってございます。その前の期に比べると若干下がっているということになっております。

それから46ページ目をお願いします。

スイッチングの動向ということで、エリアによってもややばらつきはあるんですけれども、総じてまだ右肩上がりですが、スイッチング、それは自由料金メニュー、新電力のみならず、旧一の自由料金メニューも含めての数字でありますけれども、全国で48%というところまで増えているということになっております。

事務局からは以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。途中、映写がうまくいかないページがありましたけれども、申し訳ありませんでした。こちら報告事項ですので、質問につきましては、後刻、個別に事務局にお問合せいただくという形にしたいのですけれども、特にここで発言の御希望ございましたら、お知らせいただけたればと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、本日予定していた議事は以上でございますので、議事進行を事務局にお返し したいと思います。

○田中総務課長 本日の議事録については、でき上がり次第、送付させていただきます

ので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、第83回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——